

令和7年度
一般競争入札による
県有地の売払い応募要領
(第4回 建物付土地)



静岡県財務部行政経営課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館1階

TEL 054-221-2123

FAX 054-221-2854

入札による
売払い方法

事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。
なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。

目 次

- (1) 入札による県有地売払いの概要 …… P 1～4
- (2) 入 札 参 加 心 得 書 …… P 5～10
- (3) 県有財産売買契約書(案) …… P 11～14
- (4) 承 諾 書 …… P 15
- (5) 入 札 参 加 関 係 書 類 …… P 17～33
(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)
- (6) 【入札書・委任状の記入例等】… P 35～38
- (7) 物 件 調 書 …… P 39～128
知事公舎元施設(三役公舎元施設) …… 39～128
静岡市葵区安東二丁目105番、106番

入札による県有地売払いの概要

1 入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札 番号	入 札 対 象 財 産	地目等	土地:地積(㎡:実測) 主たる建物:延床面積(㎡)	予定価格 (円)
117	知事公舎元施設（三役公舎元施設） 静岡市葵区安東二丁目105番、106番	宅地 建物	1,431.89 330.49	314,154,000

注）・建物付売却になります。

- ・予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税の額1,484,000円を含んでいます。
- ・入札書には、土地及び建物の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載してください。
- ・予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額（312,670,000円）未満での入札は無効とします。
- ・土地の契約額は、落札額に0.9525378を乗じて得た額（小数第1位を四捨五入して得た額）とします。
- ・建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いて得た額に、消費税及び地方消費税として同額に0.1を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて得た額とします。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3（入札参加資格）を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください（コピーも可）。

(1) 受付期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月4日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（TEL:054-221-2123）

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出して

ください。

4 現地説明会

入札対象物件の所在地で、令和7年11月25日（火）から令和7年12月2日（火）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

なお、建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。

（※）現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

＜入札番号117＞

受付先：静岡県財務部行政経営課（電話番号：054-221-2123）

＜現地説明会予約受付期間＞

令和7年11月14日（金）から令和7年11月21日（金）までの午前9時から午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
117	令和7年12月16日（火）午後4時00分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室

（注）郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和7年12月15日（月）午後5時までに必着とします。

＜入札書等提出先＞

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第6（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
117	3,142,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第8（入札の無効）を御覧ください。

6 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として契約金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内に県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

7 所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 希望事項

当該県有地に建物を建設する場合、近隣住民の要望に配慮して高さ10メートル以下となることを希望します。

10 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 建物の建築図面等がある場合以下の場所において閲覧できます。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、入札価格を検討する際には注意し、入札参加者の責任において入札書を作成してください。

<入札番号117>

静岡県財務部行政経営課

- (5) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
- なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (6) 土地の形質変更や建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更や建物を解体撤去する場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (7) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (8) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (10) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)
- (11) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (13) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (14) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (17) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (18) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (19) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第 1 この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第 2 一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第 3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

(1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(6) 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部行政経営課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

(3) 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

(4) 印鑑証明書

(5) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部行政経営課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地説明会)

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札書及び入札方法)

第6 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

(1) 入札金額

(2) 入札年月日（入札書記入日）

(3) 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

(4) 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。

5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。

- (1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

- (2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

（入札保証金）

第7 入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産1件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金が所定の額に満たない者
- (3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）
- (4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者
- (10) 予定価格未満の入札をした者（入札番号117については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額未満の額での入札をした者）
- (11) 金額を訂正した入札をした者
- (12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者
- (14) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者
- (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9 開札は、別記2 入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせるものとします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、県の予定価格(予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

2 県の予定価格(予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

(入札執行の延期)

第11 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の返還)

第12 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約(以下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。

3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

5 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息

を付さないものとします。

（売買代金の支払い）

第15 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

（契約の解除）

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- （1） 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- （2） 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- （3） 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

（所有権移転登記と公租公課）

第17 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第1項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

（契約不適合責任）

第18 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（入札結果の公表について）

第19 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和 7 年12月15日 (月) 午後 5 時

(2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。(書留郵便に限る。電送による入札は認めない。)

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県財務部行政経営課 (静岡県庁本館 1 階)

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
117	令和 7 年12月16日 (火) 午後 4 時00分	静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁 本館 1 階 財産台帳電算室

県 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売払人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地及び建物に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区 分	面 積 (㎡)	摘 要
	土 地		実測面積
			公簿面積

建物の所在地	構 造	延床面積(㎡)	種 類

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*契約金額〕 円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

土地価格 金 円

建物価格 金 円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 〔*契約金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

(売買代金の納付方法等)

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(特則)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- 二 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- 三 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- 五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- 六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺

人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

- 2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡し第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

- 3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

- 4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をするとはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

承 諾 書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地 目	面 積 (㎡)	摘 要
			実測面積
			公簿面積

建物の所在地	家屋 番号	種類	構 造	建築 年月日	床面積 (㎡)		
					合計	各階	

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所
氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込人 住 所
氏 名
(名称・代表者名)
電 話 番 号

印

【共有名義の場合】 共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入 札 対 象 財 産

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」及び「口座振替による支払い及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白
紙

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

㊞

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役 員 等 名 簿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

作成担当者 _____

連 絡 先 _____

No	役 職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男女)
例	(記入例) 代表取締役	シヅカ 伊吹	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾅ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

白
紙

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

様

次のとおり登録してください。

氏名 (名 称)

代 表 者

(電話番号 ー ー)

- ・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属		区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

[illegible][illegible]

	5	10	15	20	25
⑥ 氏名・名称（漢字）下段					

⑦組織区分	⑧業種	⑨郵便番号	⑩県コード	市町村コード	字コード
↓	↓	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	↓	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

[illegible]

	5	10	15	20	25
⑫ 地番等 (漢字)					

[illegible]

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名											
銀行・信金・農協 労金・信組 店										金融機関コード*	
										↓ 1 普通 (預金) 2 当座 (預金) 7 別段 (預金)	
口座名義人 (カナ)										預金種別	口座番号
10 20 30											

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名										金融機関コード*		↓	1 普通 (預金)	口座番号
銀行・信金・農協													2 当座 (預金)	
労金・信組 店													7 別段 (預金)	
口座名義人 (カナ)												預金種別	口座番号	
10 20 30														

- この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (個人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 1 0 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番18号 静岡中央ビル 8 F

次のとおり登録してください。

氏名(名 称) 静岡 太郎

代 表 者

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)
シ ス ト オ カ タ ロ ウ

⑤ 氏名・名称(漢字)上段
静 岡 太 郎

⑥ 氏名・名称(漢字)下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
静岡 銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支 店		√
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号
シ ス ト オ カ タ ロ ウ	1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協 労金・信組 店		√
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (法人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 4 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番18号 静岡中央ビル 8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代 表 者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ カ ブ シ キ カ イ シ ヤ シ ス オ カ シ テ ン

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段
浜 松 産 業 株 式 会 社 静 岡 支 店

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段
支 店 長 甲 野 乙 太 郎

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
0 1	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	預金種別	口 座 番 号
静岡 銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支 店		1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)	
口 座 名 義 人 (カ ナ)			
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ (カ) シ ス オ カ シ テ ン		1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	預金種別	口 座 番 号
銀行・信金・農協 労金・信組 店		1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)	
口 座 名 義 人 (カ ナ)			

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

領 要 載 記

項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。

区分	1	入札参加資格を有しない
	2	物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
	3	建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
	4	庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・ 記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“－”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称 (力十) 半角 4 8 文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
 (例) 静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ[°] ンク[°] テン▲シス[°] オカタロウ （屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
 (例) 浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンキ[°] ヨウカフ[°] シキカ[°] イシャヌマツ[°] シテン
 ▲ダ[°] イヒヨウトリシマリヤク▲ハママツシ[°] ロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称 (漢字) 全角 2 5 文字×2 行＝5 0 文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。(項目④の記載方法と異なります。)
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白(説明上▲表示)とする。
(例) 静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白(説明上▲表示)で区切る。
(例) 株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、 株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、 浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号 7桁

- ・ 7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩県コードコード2桁

- ・ 県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・ 県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 県市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）全角26文字×3行＝78文字以内

- ・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。(項目④の記載方法と異なります。)
- ・県内に所在する方(業者)の場合
県市町村(漢字)欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
地番(漢字)欄には市区群町名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書(漢字)欄に記入する。
- ・県外に所在する方(業者)の場合
県市町村(漢字)欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番(漢字)欄には市区群町村名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書(漢字)欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロリンヲ

記号：¥「」（）／－，．`´

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）

(1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。 株式会社 浜松産業 → カ) ハマツサンキョウ

(2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。 浜松産業 株式会社 → ハマツサンキョウカ

(3) 名称の途中に使うとき、「()」で囲む。 浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマツサンキョウカ)ヌマス(エ)

2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズカケンキョウグミ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆**1. 法人略語**

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益)財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益)社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギョ)	(ギョ)	(ギョ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シュツ)	(シュツ)	(シュツ

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組 織 コ ー ド 一 覧 表

組織コード	名 称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名 称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業 種 コ ー ド 一 覧 表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業 種 区 分	例	示	コード	業 種 区 分	例	示
1	国等			20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材	
2	市町村			21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品	
3	資金前渡者			22	運動・娯楽・芸能芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ホビー、音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術	
4	代理受領者						
5	金融機関			23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光	
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生		24	リースレンタル・代行	リース・レンタル、代行	
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾		25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・コンサルタント	
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教		26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易	
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・皮革、	めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業	
				28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝	
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維		29	デザイン・設計・塗装	デザイン、設計、塗装	
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・海産物、菓子・パン		30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産	
				31	化学工業・ゴム・紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、紙工業・紙製品	
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店		32	機械工業・機械器具		
17	理美容・クリーニング	理容・美容、浴場、クリーニング		33	金属工業／製品・鉱業		
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道		34	組合・団体		
19	電化製品	電化製品		99	その他		

3 建設業者等

コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 （総合的な企画、指導、調整 のもとに土木工作物及び建 築物を建設する工事を行う もの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）	コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空調調定装置清掃、空調調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風気保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合、申出書の「県コード」欄に“22”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（3桁）を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（2桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

入 札 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白
紙

委任状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

記

入札番号

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

<本人が入札参加する場合の記入例>

申込日以降で
記入日を記入

入 札 書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

代理人氏名

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

< 代理人が入札参加する場合の記入例 >

入 札 書

申込日以降で
記入日を記入

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡 太郎

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

委任状と同じ印
(認印可)

代理人の
氏名・押印

代理人氏名 管財 次郎

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

委任状

代理人の印：
入札書と同じ印
(認印可)

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、**管財 次郎**を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

印

記

入札番号

1 0 0

委任日を
記入

令和○年○月○日

1 ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

静岡県知事 鈴木 康友 様

購入希望者の住所・氏名

住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡 太郎 印

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

購入希望者の
実印

郵送用封筒（簡易書留で送付すること）

委任状（代理人が入札する場合）

納入通知書兼領収書の原本
金融機関の領収印が押印されたもの
領収書が発行されなかった場合は、
支払い済みであることを確認できるもの

入札書を入れる封筒

印

印

裏面割印のうえ、
外側に入札番号
及び氏名（法人の
場合はその名称
又は商号及び代
表者氏名）を記載
すること

代理人が入札す
る場合は当該代
理人の氏名を併
記すること

印

物 件 調 書

【 土 地 】					
所 在 及 び 地 番		静岡市葵区安東二丁目105、106			
住 居 表 示		静岡市葵区安東2丁目19番5号			
面 積	1,431.89㎡(実測面積)	地 目	宅 地(現況)	土地の 形 状	正方形地
	1,428.09㎡(公簿面積)		宅 地(公簿)		
接面道路の幅員、 種別、状況等		南側間口約37.5mが幅員約6.5mの舗装市道（大岩2丁目北安東線）に、西側約38.1mが幅員約8.0mの市道（安東中央幹線）に、北側約37.5mが幅員約4.0mの舗装道路（建築基準法42条2項道路）に等高に接面。			
私道の負担等に関する事項		—			
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	指定建蔽率 60 %	基準建蔽率 70 %		
	容 積 率	指定容積率 200 %	基準容積率 200 %		
	高 さ の 制 限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外 壁 後 退	無・有	壁面線の制限	無・有	
	準 防 火 地 域	無・有	防 火 地 域	無・有	
	そ の 他	第2種高度地区（高さ制限16m）、静岡市屋外広告物条例（第1種普通規制地域）、都市再生特別措置法（居住誘導区域内、都市機能誘導区域外）			
	※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。				
供給処理施設の状況			事業所名	電 話 番 号	
	電 気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド(株) 静岡支社	0120-977-106	
	上 水 道	引込不可・引込可	静岡市上下水道お客様センター	054-251-1132	
	下 水 道	引込不可・引込可	静岡市上下水道お客様センター	054-251-1132	
	都市ガス	引込不可・引込可	静岡ガス(株) 静岡支社	054-285-2111	
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	静鉄ジャストライン「安東2丁目北」停留所：物件の北方約160m			
	鉄 道	JR 東海道本線「静岡」駅：物件の南東方約1.9km			
公共施設 (直線距離)	役 所	静岡市役所：物件の南方約1.4km			
	小学校	静岡市立安東小学校：物件の北方約370m			
	中学校	静岡市立安東中学校：物件の北方約610m			
【 建 物 】					
所 在		静岡市葵区安東2丁目19番5号			
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	未登記			
	構造・用途	木造瓦葺1階建			
	延床面積	330.49㎡			
	建築時期	昭和63年3月15日建築			
	設計等	知事公舎として設計			
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記			
	構造・用途	木造瓦葺1階建			
	延床面積	8.0㎡			
	建築時期	昭和63年3月15日建築			
	設計等	物置として設計			

建物の状況 (付属建物)	家屋番号	未登記
	構造・用途	木造ガラス葺 1 階建
	延床面積	17.57 m ²
	建築時期	昭和 63 年 3 月 15 日建築
	設計等	カーポートとして設計
外構工事等	門、囲障、外灯、水柱栓、カーポート、雨よけ、テレビアンテナ、樹木等	
◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）		
-建物について-		
・ 本件建物内の物品類は現況での引渡しとなります。 ・ 本件建物の設備等については、フローリングの一部にシミや剥がれがある、外壁及び内壁の一部に亀裂やカビがある、建付が悪い扉がある等、経年劣化等により劣化している部分がありますが、現況のまま引き渡します。 ・ 給排水設備や空調設備、ビルドインコンロ等、建物内の各種設備において、売却に当たっての動作確認は実施していません。 ・ 本件建物についてアスベスト調査を令和 6 年度に実施しており、実施箇所（外壁、内壁、天井、天井裏）からアスベストは検出されませんでした。		
-土地について-		
・ 敷地内の工作物、構造物及び樹木は現況のまま引き渡します。 ・ 敷地内の境界沿いに整備されている樹木について、一部越境が見られますが、現況のまま引き渡します。 ・ 囲障について一部亀裂や剥がれが見られますが、現況のまま引き渡します。 ・ 敷地南東側に設置されている安東 2 丁目 3 区自治会設置の掲示板が敷地内に越境してきている可能性があります。現状のまま引き渡します。 ・ 敷地南側を架空線が通っていますが、現況のまま引き渡します。 ・ 敷地北東角の一部を架空線が通っている可能性があります。現況のまま引き渡します。 ・ 敷地内の埋設物調査は実施しておりません。給排水管が埋設されている可能性があります。現況のまま引き渡します。 ・ 敷地内に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱、支線が設置されていますが、現況のまま引き渡します。 ・ 土壌汚染調査は未実施です。 ・ 北側の舗装道路は建築基準法第 42 条第 2 項の道路に該当するため、約 0.6m（面積：約 23.34 m²）後退を要します。（静岡市葵区安東二丁目 106 部分）		
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。		
必ず入札参加者において、現地及び諸規制等について確認を行ってください。		

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は行政経営課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合はあ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000034580
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	静岡市安東二丁目			余白	
	静岡市葵区安東二丁目			平成17年4月1日変更 平成17年7月11日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
132番	宅地	747	10	余白	
105番	余白	余白		①昭和43年2月1日変更 〔昭和43年2月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月14日 第54641号	原因 昭和45年12月12日買収 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月30日
静岡地方法務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D72021 (1/2)



1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000034581
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	静岡市安東二丁目			余白	
	静岡市葵区安東二丁目			平成17年4月1日変更 平成17年7月11日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
133番	宅地	680	99	余白	
106番	余白	余白		①昭和43年2月1日変更 〔昭和43年2月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和45年12月14日 第54641号	原因 昭和45年12月12日買収 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月30日
静岡地方法務局

登記官

藤沼正彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D72021 (2/2)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000034580
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	静岡市安東二丁目			余白	
	静岡市葵区安東二丁目			平成17年4月1日変更 平成17年7月11日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
132番	宅地	747	10	余白	
105番	余白	余白		①昭和43年2月1日変更 〔昭和43年2月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月14日 第54641号	原因 昭和45年12月12日買収 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月30日
静岡地方法務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D72021 (1/2)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年9月24日	不動産番号	0800000034581
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	静岡市安東二丁目			余白	
	静岡市葵区安東二丁目			平成17年4月1日変更 平成17年7月11日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
133番	宅地	680	99	余白	
106番	余白	余白		①昭和43年2月1日変更 〔昭和43年2月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月14日 第54641号	原因 昭和45年12月12日買収 所有者 静岡県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年9月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年5月30日

静岡地方法務局

登記官

藤 沼 正 彦

＊ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

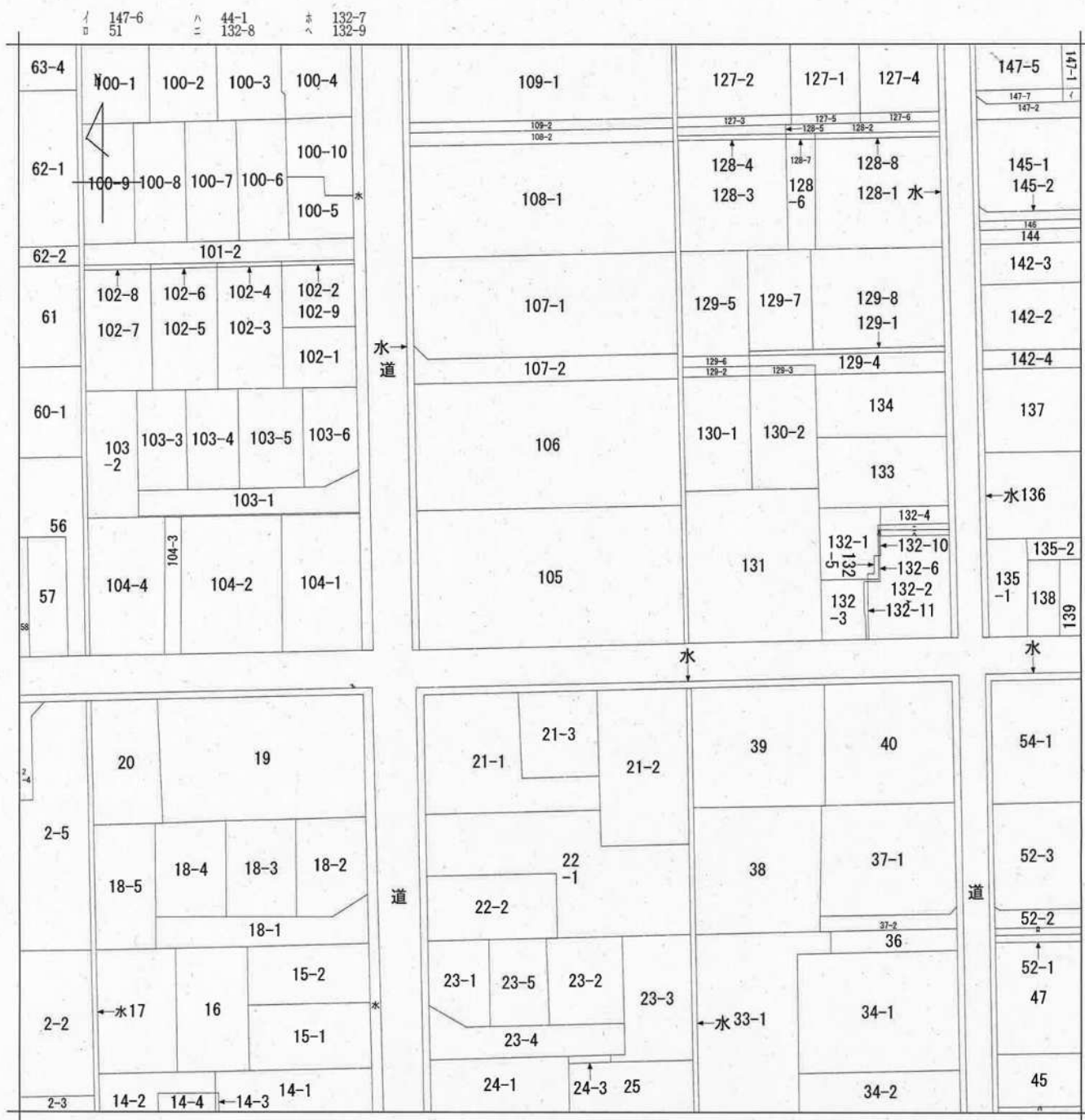
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D72021 (2/2)



1/1



地番区域見出
安東2丁目

請 求 部 分	所 在	静岡市葵区安東二丁目				地 番	105番			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)				補 事 記 項	

A3→A4に縮小

昭和62年度

三役公會建築工事設計圖

番号	図面名称	番号	図面名称
1	表紙、図面目録	18	扉面、半入側
2	特記仕様書(1)	19	断面10帖、断面8帖、入側、側面図
3	特記仕様書(2)	20	断面図、断面、断面
4	特記仕様書(3)	21	外手面16帖、便所、廊下、浴室、洗面、脱衣、脱衣、脱衣、脱衣
5	仕上詳細リスト、内外仕上表	22	浴室、洗面脱衣、便所、脱衣
6	図面集出図集、図集、図集、図集、図集	23	浴室、洗面脱衣、便所、脱衣
7	配管図、配管図、配管図、配管図、配管図	24	化粧室
8	平面図	25	化粧室、化粧室、化粧室、化粧室、化粧室
9	立面図	26	廊下、内玄関、側面図
10	基礎断面図、断面図	27	壁面断面図
11	天井断面図	28	壁面断面1
12	小断断面図、断面図	29	壁面断面2
13	断断面1	30	壁面断面3
14	断断面2	31	外断断面1、足入れ、立水栓、平面、断面、断面
15	玄関、半一斗、便所、神台、断面図、断面図	32	外断断面2、門、廊下、断面、断面、断面
16	応接室	33	外断断面3、本家門下、断面図
17	茶室、神台	34	外断断面4、廊下、断面、断面、断面、断面
		35	柱断面

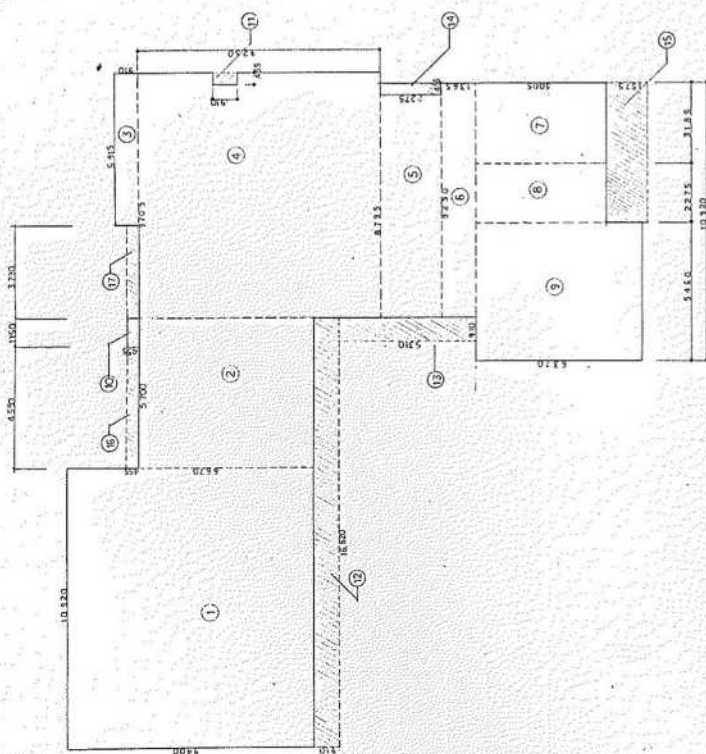
計 35 図



加藤 白

昭和62年度 三役公會 建築工事設計図
 設計者 加藤 白
 設計事務所 加藤 白
 設計日 昭和62年 月 日
 設計場所 三役公會

-53-



1	10.320×14.4	$= 148.608$
2	5.7×4.1	$= 23.37$
3	5.05×0.8	$= 4.04$
4	$10.05 \times 2.25 - (0.8 \times 0.8) \times 2$	$= 22.53$
5	8.15×2.25	$= 18.34$
6	3.25×1.25	$= 4.06$
7	5.05×1.85	$= 9.34$
8	0.85×2.25	$= 1.91$
9	4.1×4.6	$= 18.86$
10	1.0×0.8	$= 0.8$
Σ		$= 208.88$

房間面積 330.096 m^2
(99.99 坪)

11	0.71×0.65	$= 0.46$
12	1.2×0.7	$= 0.84$
13	3.7×0.31	$= 1.15$
14	3.25×0.45	$= 1.46$
15	0.75×0.6	$= 0.45$
Σ		$= 3.96$
II	3.7×0.65	$= 2.41$
Σ		$= 330.496$

走廊面積 364.295 m^2

總之面積 1406.566 m^2

用途別	面積	備註
房間面積	330.096 m^2	99.99 坪
走廊面積	364.295 m^2	112.76 坪
合計	694.391 m^2	212.75 坪

房屋 房屋 房屋 房屋

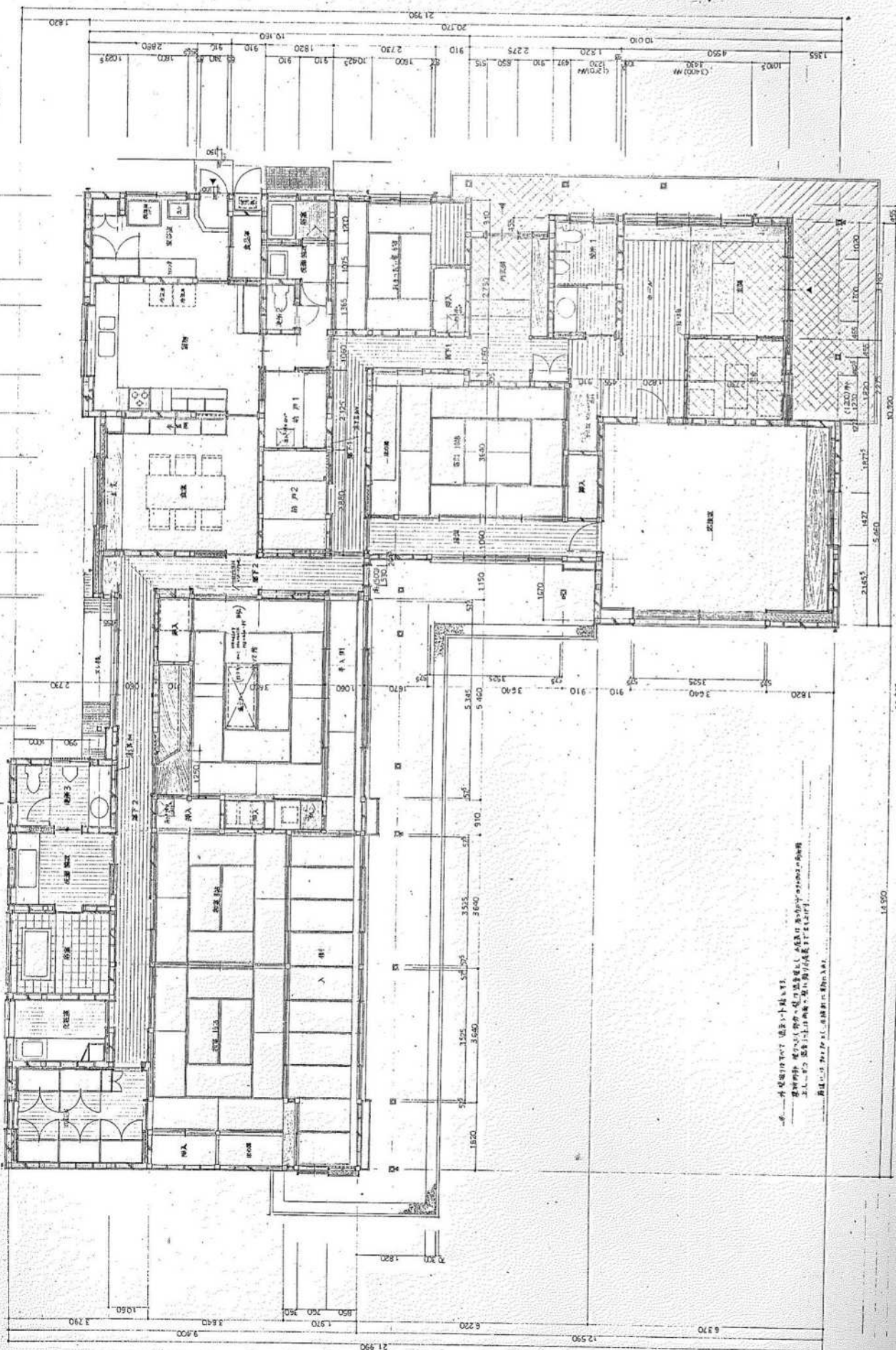
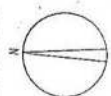
用途別	面積	備註	面積	備註	面積	備註
房間面積	330.096 m^2	99.99 坪	330.096 m^2	99.99 坪	330.096 m^2	99.99 坪
走廊面積	364.295 m^2	112.76 坪	364.295 m^2	112.76 坪	364.295 m^2	112.76 坪
合計	694.391 m^2	212.75 坪	694.391 m^2	212.75 坪	694.391 m^2	212.75 坪

縮尺不明



房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋

房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋
房屋 房屋 房屋 房屋



一、本圖係根據設計圖樣繪製，所有尺寸均以圖中尺寸為準。
二、本圖係根據設計圖樣繪製，所有尺寸均以圖中尺寸為準。
三、本圖係根據設計圖樣繪製，所有尺寸均以圖中尺寸為準。

縮尺不明

平面圖

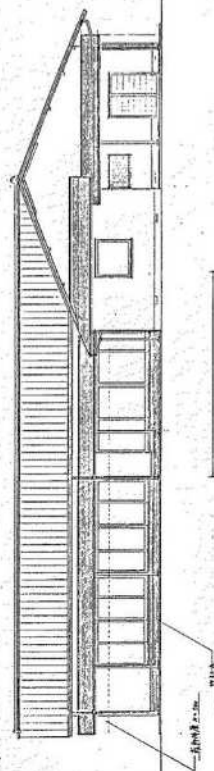


設計人：王明
繪圖人：王明
校對人：王明

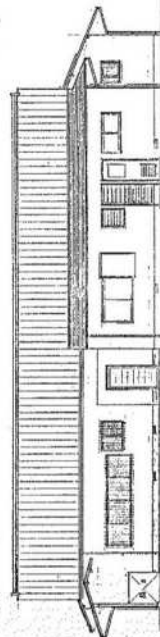
日期：2014.12.12

圖號：A-1

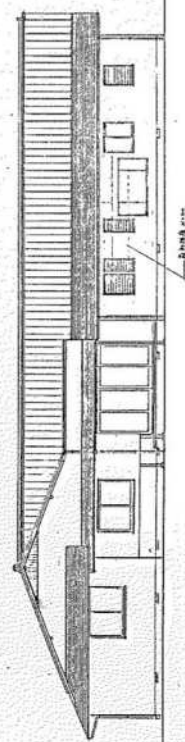
針灸醫院建築設計
針灸醫院建築設計
針灸醫院建築設計



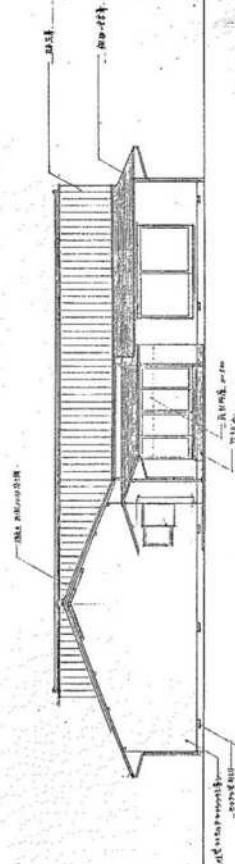
正面 比例 1:100



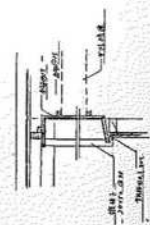
側面 比例 1:100



背面 比例 1:100



側面 比例 1:100



屋根断面 比例 1:20

縮尺不明

静冈県立総合資料館



昭和62年度 三島公害
健康工事設計図

工務部

第9

設計	監理	施工	検査	竣工
〇	〇	〇	〇	〇

設計者 三島公害健康工事設計所

設計者 三島公害健康工事設計所

設計者 三島公害健康工事設計所

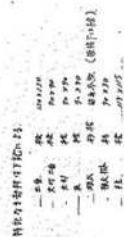
--	--	--	--	--	--	--	--

針谷建築事務所

國公張
國公張

會公三
會公三

MEMBER OF THE



空間・球対称 試土の入口 説明 Box 詳細図



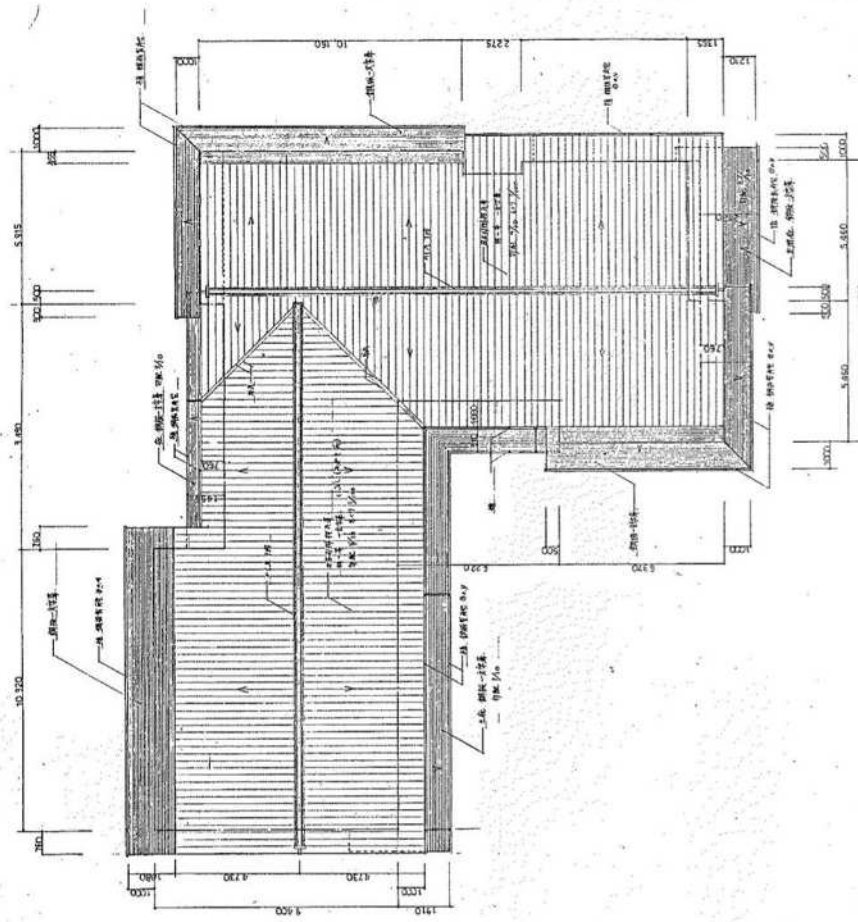


圖 1:100

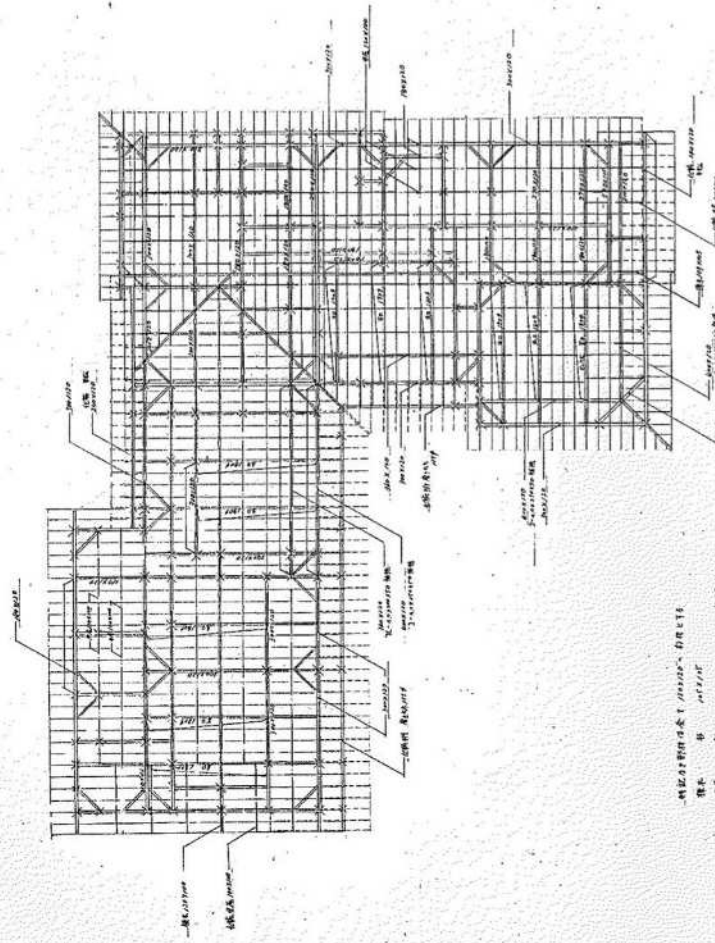
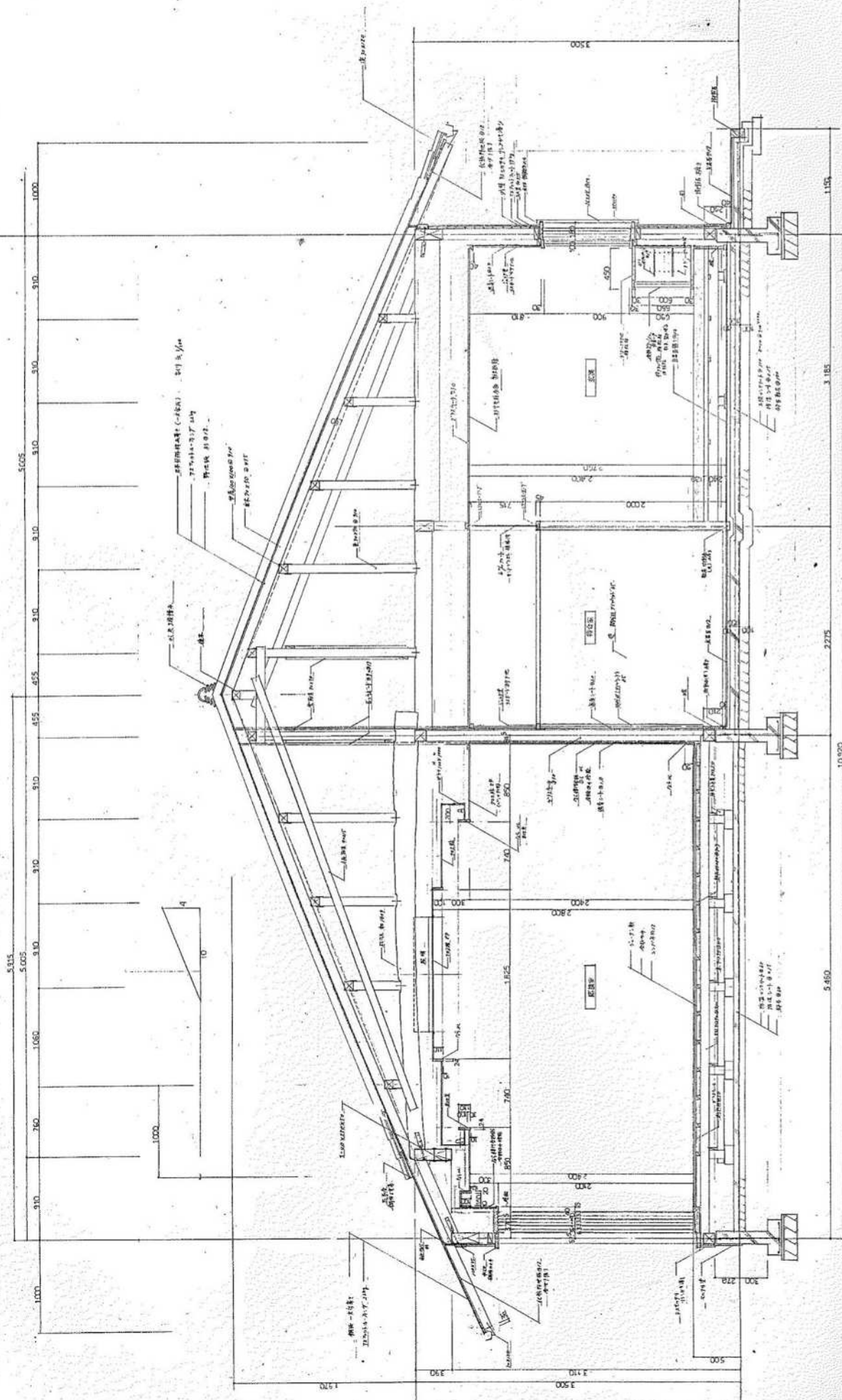


圖 1:100

建築工程圖樣式 (1:100) 說明

圖例	說明
柱網	柱網
梁網	梁網
牆	牆
門	門
窗	窗
樓梯	樓梯
廁所	廁所
廚房	廚房
客廳	客廳
臥室	臥室
書房	書房
辦公室	辦公室
會議室	會議室
儲藏室	儲藏室
倉庫	倉庫
停車場	停車場
綠化帶	綠化帶
圍牆	圍牆
大門	大門
小門	小門
保安室	保安室
值班室	值班室
器材室	器材室
工具房	工具房
材料庫	材料庫
成品庫	成品庫
半成品庫	半成品庫
廢料庫	廢料庫
垃圾房	垃圾房
廁所	廁所
浴室	浴室
更衣室	更衣室
休息室	休息室
員工宿舍	員工宿舍
家屬宿舍	家屬宿舍
招待所	招待所
員工餐廳	員工餐廳
家屬餐廳	家屬餐廳
員工浴室	員工浴室
家屬浴室	家屬浴室

縮尺不明



矩計圖 1 51:20

縮尺不明

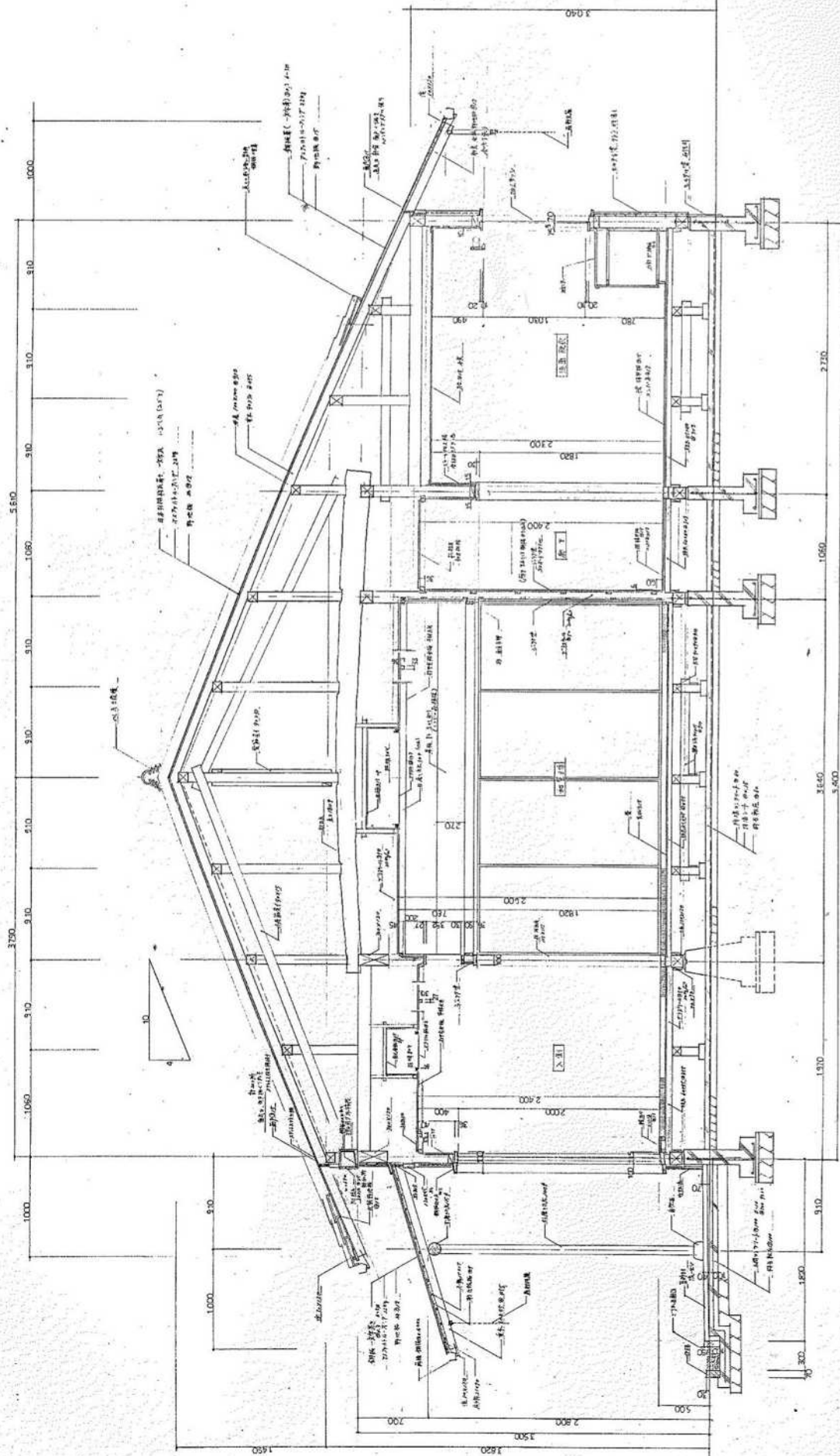


圖 2 縮尺不明

縮尺不明

圖 2 縮尺不明

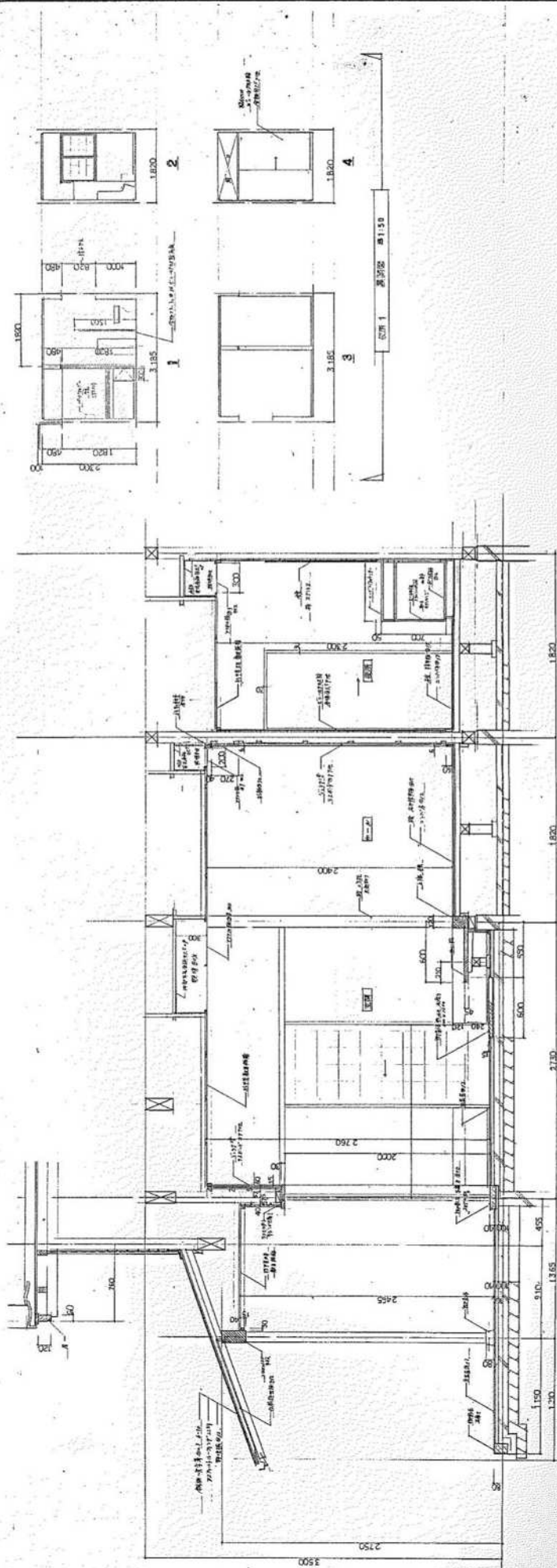
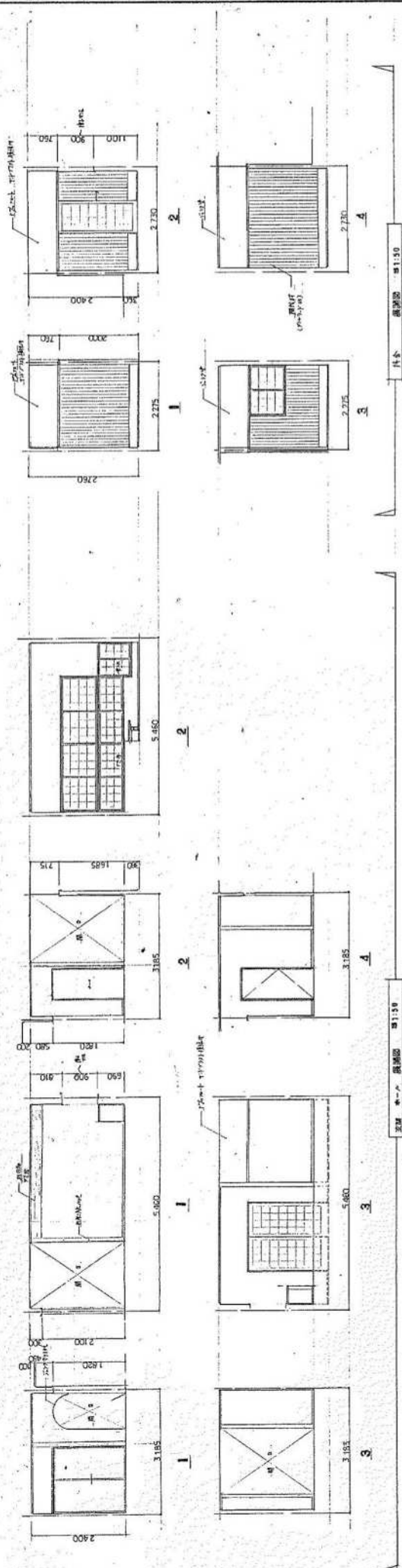


國立中央圖書館
建築工程設計部

中華民國 2 年 5 月 14 日

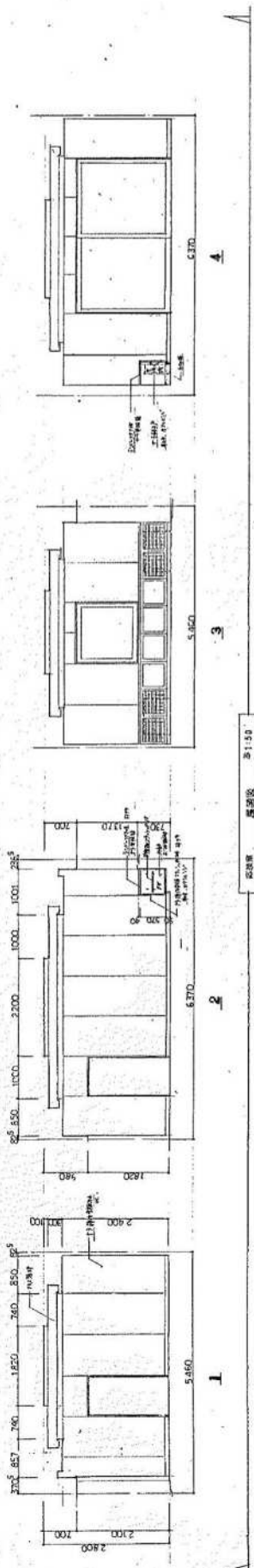
圖 2

縮尺不明



縮尺不明

姓名: 王明 性别: 男 年龄: 35 民族: 汉族 身份证号: 33010219630101001X 联系电话: 13801234567	
应聘职位: 市场营销部 应聘日期: 2023-10-27	
应聘部门: 市场部 应聘地点: 杭州	
应聘时间: 上午 9:00 - 下午 5:00	
应聘费用: 3000元	
应聘说明: 本职位为全职, 工作地点在杭州, 薪资面议。	



縮尺不明

針谷建築事務所



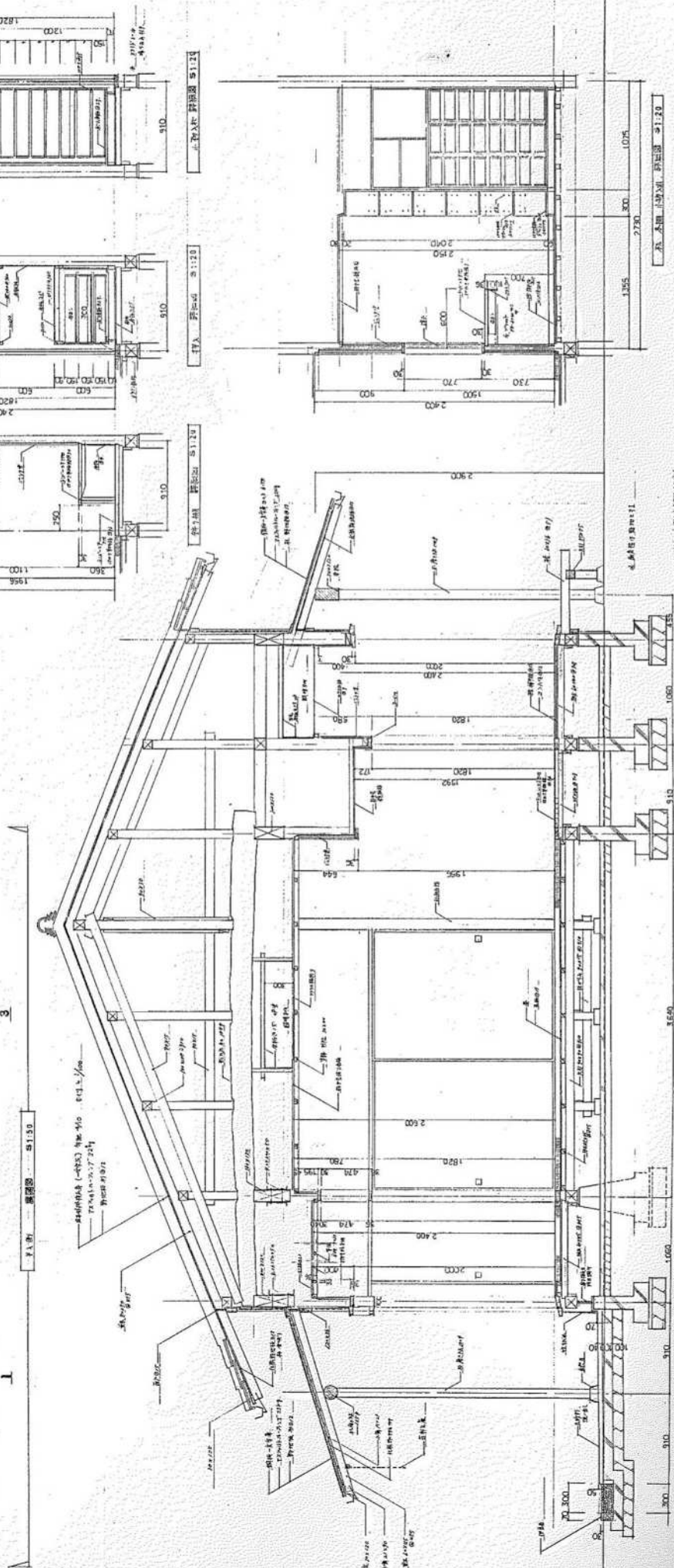
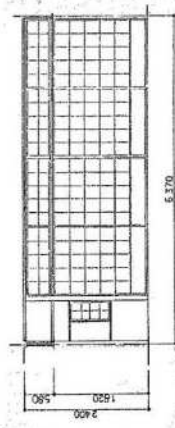
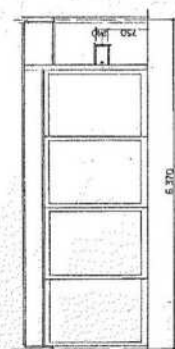
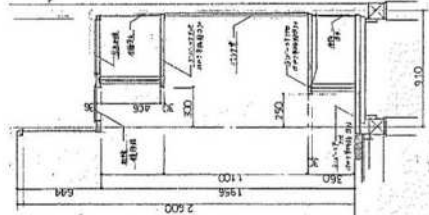
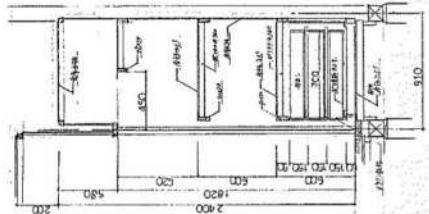
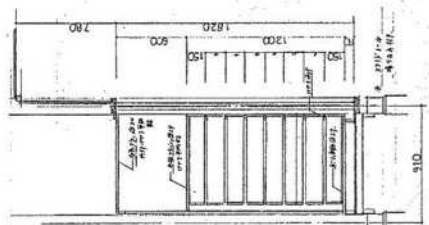
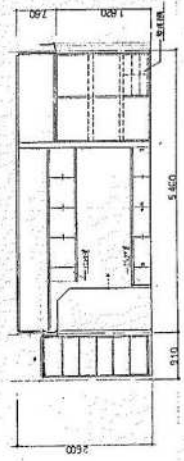
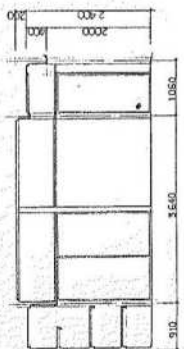
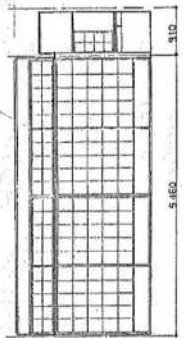
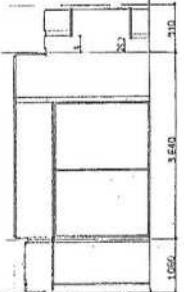
建築士事務所
建築士事務所
建築士事務所

建築士事務所
建築士事務所
建築士事務所

建築士事務所
建築士事務所
建築士事務所

建築士事務所
建築士事務所
建築士事務所

建築士事務所
建築士事務所
建築士事務所



縮尺不明

断面 1/100 詳細図 縮尺 1/20

設計者 三松公吉 事務所 針谷建築事務所
 監理者 針谷建築事務所
 図面番 18
 図名 断面 1/100 詳細図 縮尺 1/20

昭和62年度 三松公吉 事務所 針谷建築事務所
 監理者 針谷建築事務所
 図面番 18
 図名 断面 1/100 詳細図 縮尺 1/20

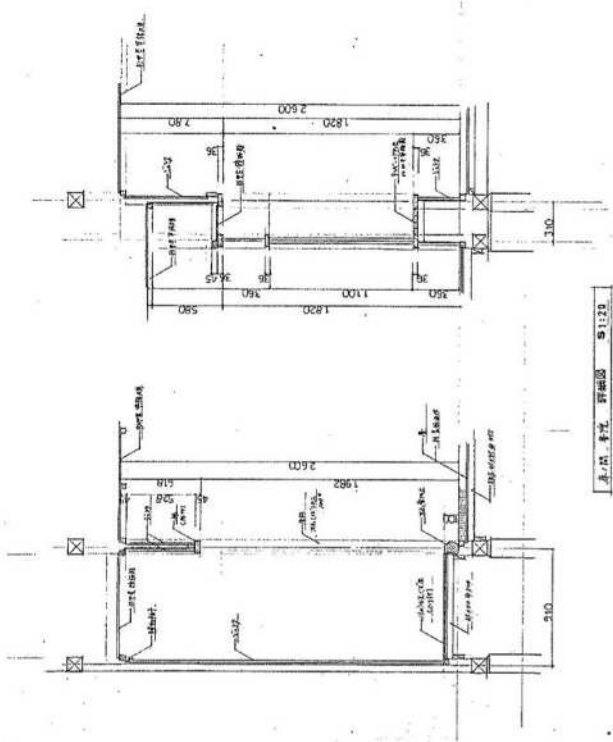


圖 1.1.1 剖面圖

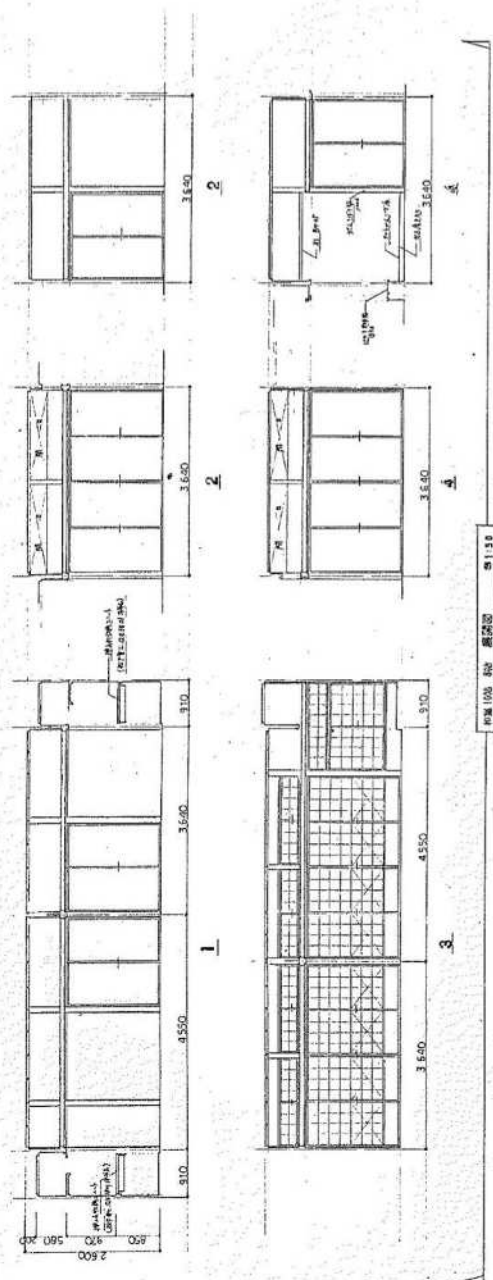


圖 1.1.2 剖面圖

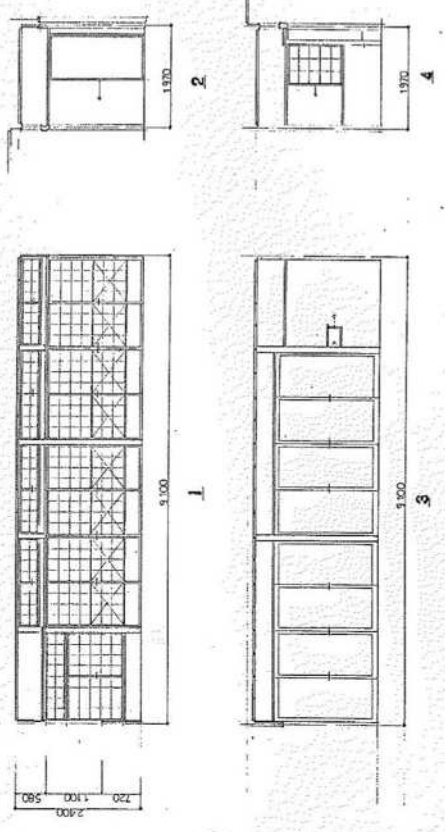


圖 1.1.3 剖面圖

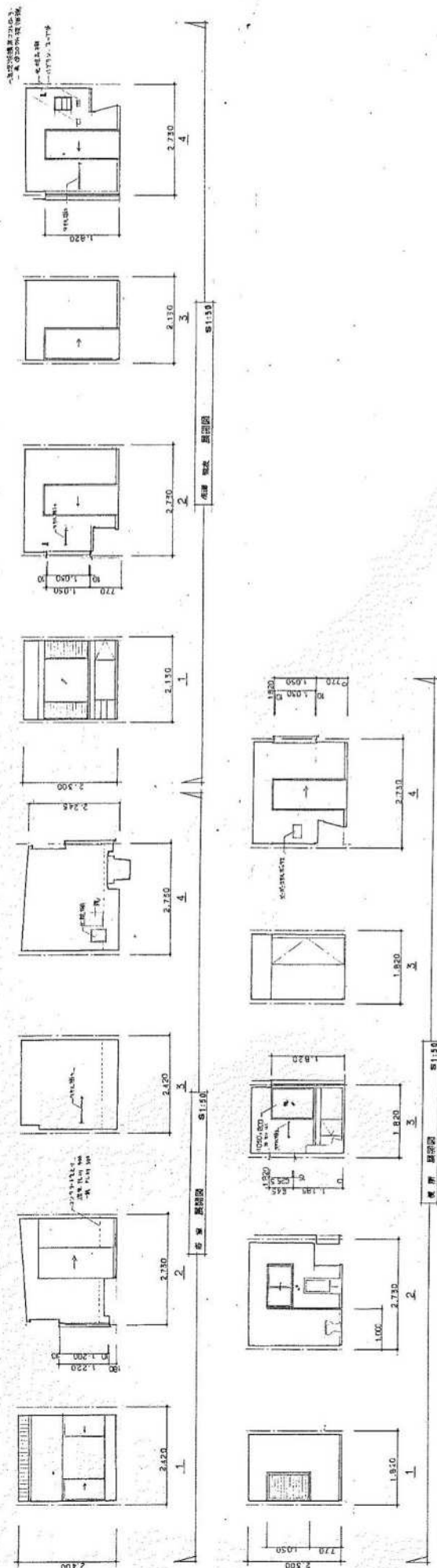
縮尺不明

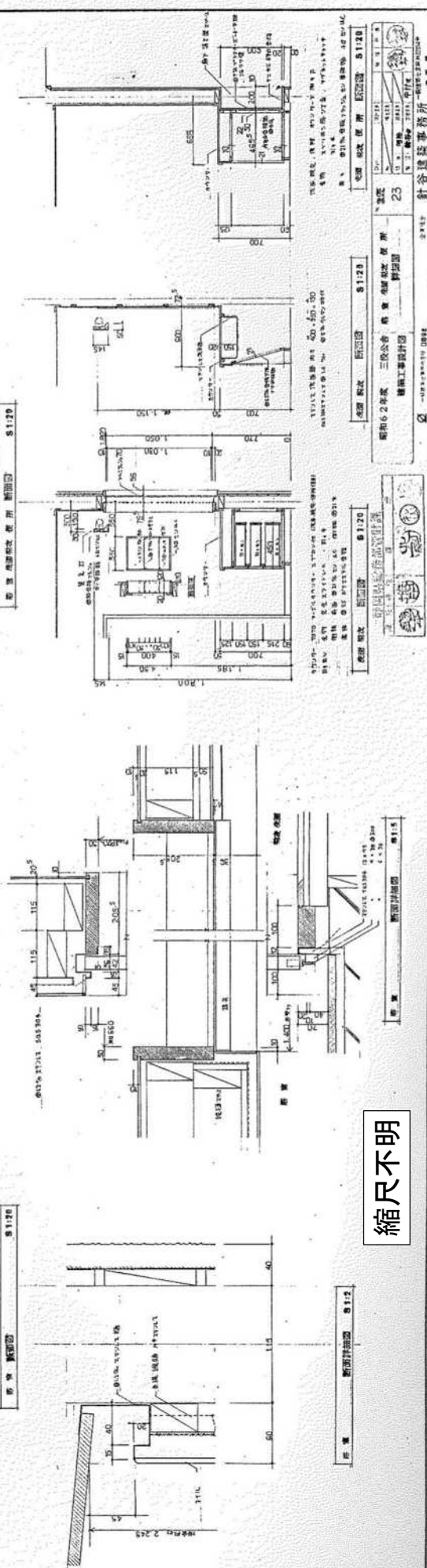
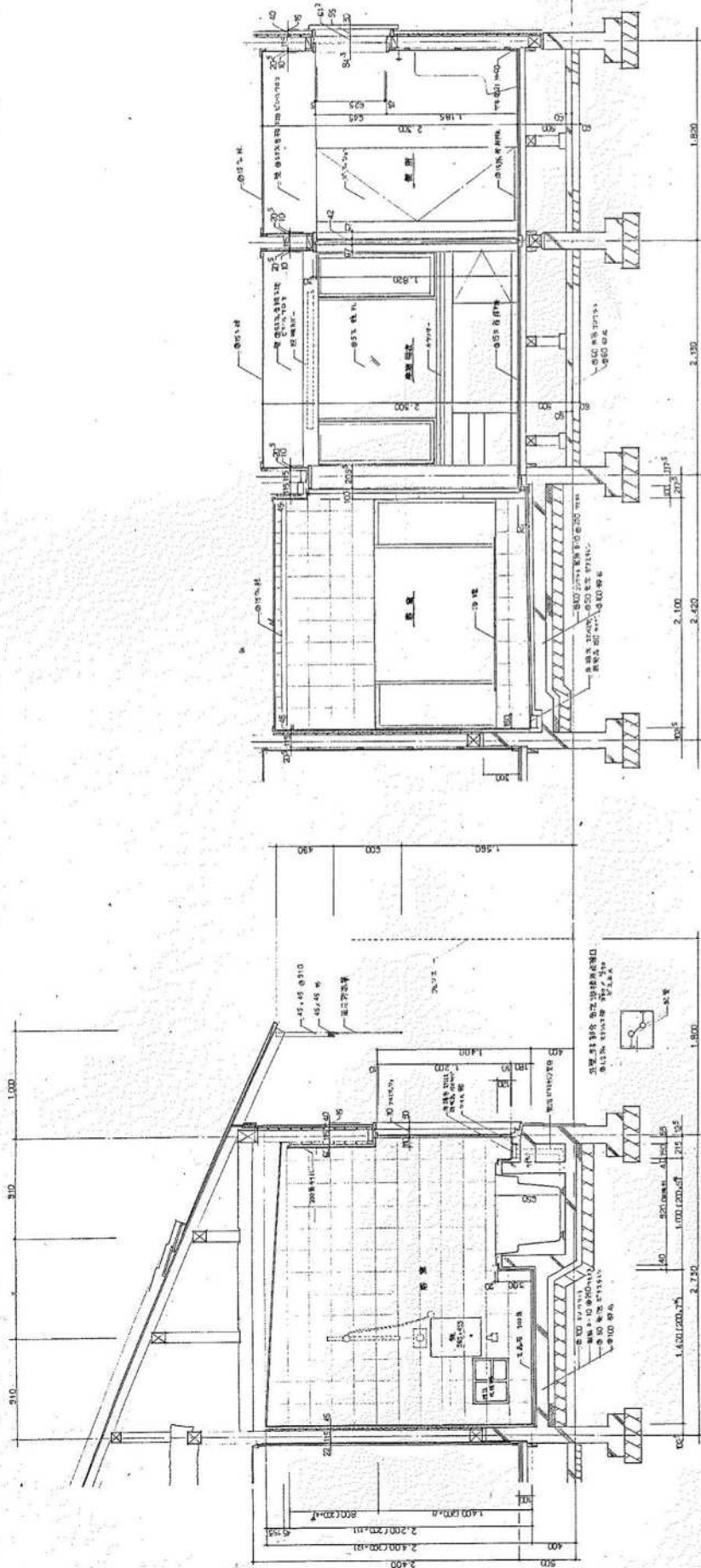
台灣建築師公會



中華民國 62 年 度	三 民 公 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會
建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會	建 築 師 會



[illegible]



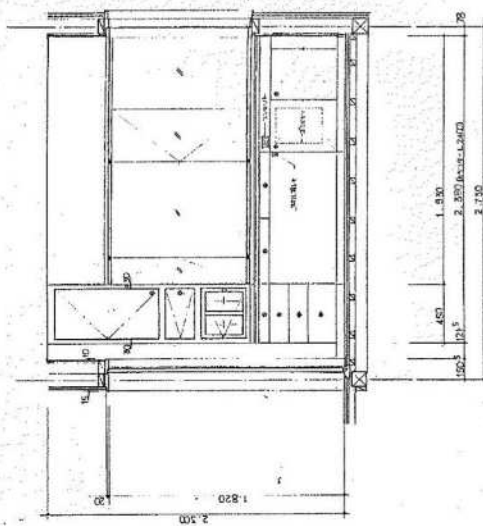


図 1: 平面図

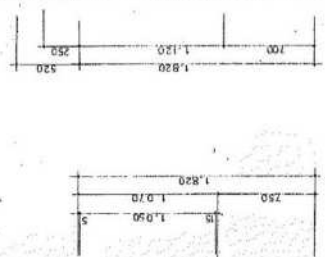


図 2: 平面図

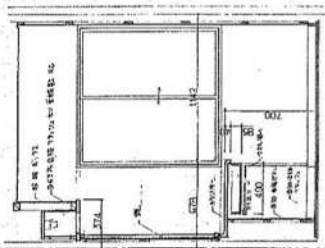


図 3: 平面図



図 4: 平面図

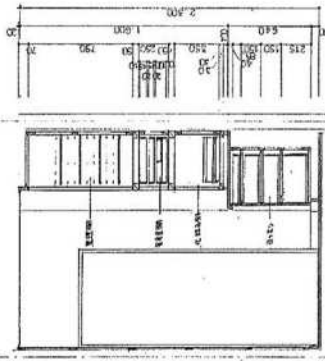


図 5: 平面図

図 6: 平面図

図 7: 平面図

図 8: 平面図

図 9: 平面図

図 10: 平面図

図 11: 平面図

図 12: 平面図

図 13: 平面図

図 14: 平面図

図 15: 平面図

図 16: 平面図

図 17: 平面図

図 18: 平面図

図 19: 平面図

図 20: 平面図

図 21: 平面図

図 22: 平面図

図 23: 平面図

図 24: 平面図

図 25: 平面図

図 26: 平面図

図 27: 平面図

図 28: 平面図

図 29: 平面図

図 30: 平面図

図 31: 平面図

図 32: 平面図

図 33: 平面図

図 34: 平面図

図 35: 平面図

図 36: 平面図

図 37: 平面図

図 38: 平面図

図 39: 平面図

図 40: 平面図

図 41: 平面図

図 42: 平面図

図 43: 平面図

図 44: 平面図

図 45: 平面図

図 46: 平面図

図 47: 平面図

図 48: 平面図

図 49: 平面図

図 50: 平面図

図 51: 平面図

図 52: 平面図

図 53: 平面図

図 54: 平面図

図 55: 平面図

図 56: 平面図

図 57: 平面図

図 58: 平面図

図 59: 平面図

図 60: 平面図

図 61: 平面図

図 62: 平面図

図 63: 平面図

図 64: 平面図

図 65: 平面図

図 66: 平面図

図 67: 平面図

図 68: 平面図

図 69: 平面図

図 70: 平面図

図 71: 平面図

図 72: 平面図

図 73: 平面図

図 74: 平面図

図 75: 平面図

図 76: 平面図

図 77: 平面図

図 78: 平面図

図 79: 平面図

図 80: 平面図

図 81: 平面図

図 82: 平面図

図 83: 平面図

図 84: 平面図

図 85: 平面図

図 86: 平面図

図 87: 平面図

図 88: 平面図

図 89: 平面図

図 90: 平面図

図 91: 平面図

図 92: 平面図

図 93: 平面図

図 94: 平面図

図 95: 平面図

図 96: 平面図

図 97: 平面図

図 98: 平面図

図 99: 平面図

図 100: 平面図

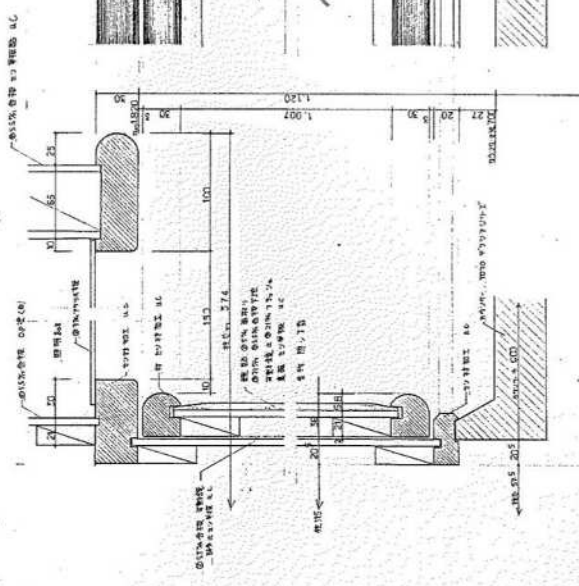


図 1: 平面図

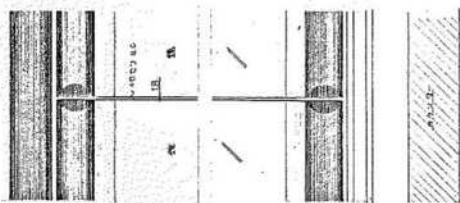


図 2: 平面図

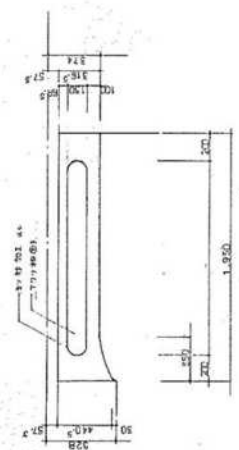


図 3: 平面図

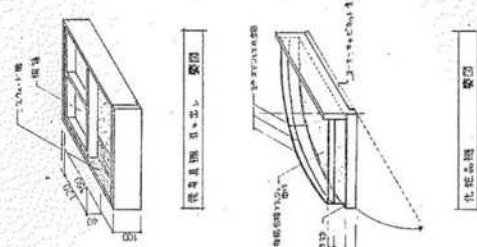


図 4: 平面図

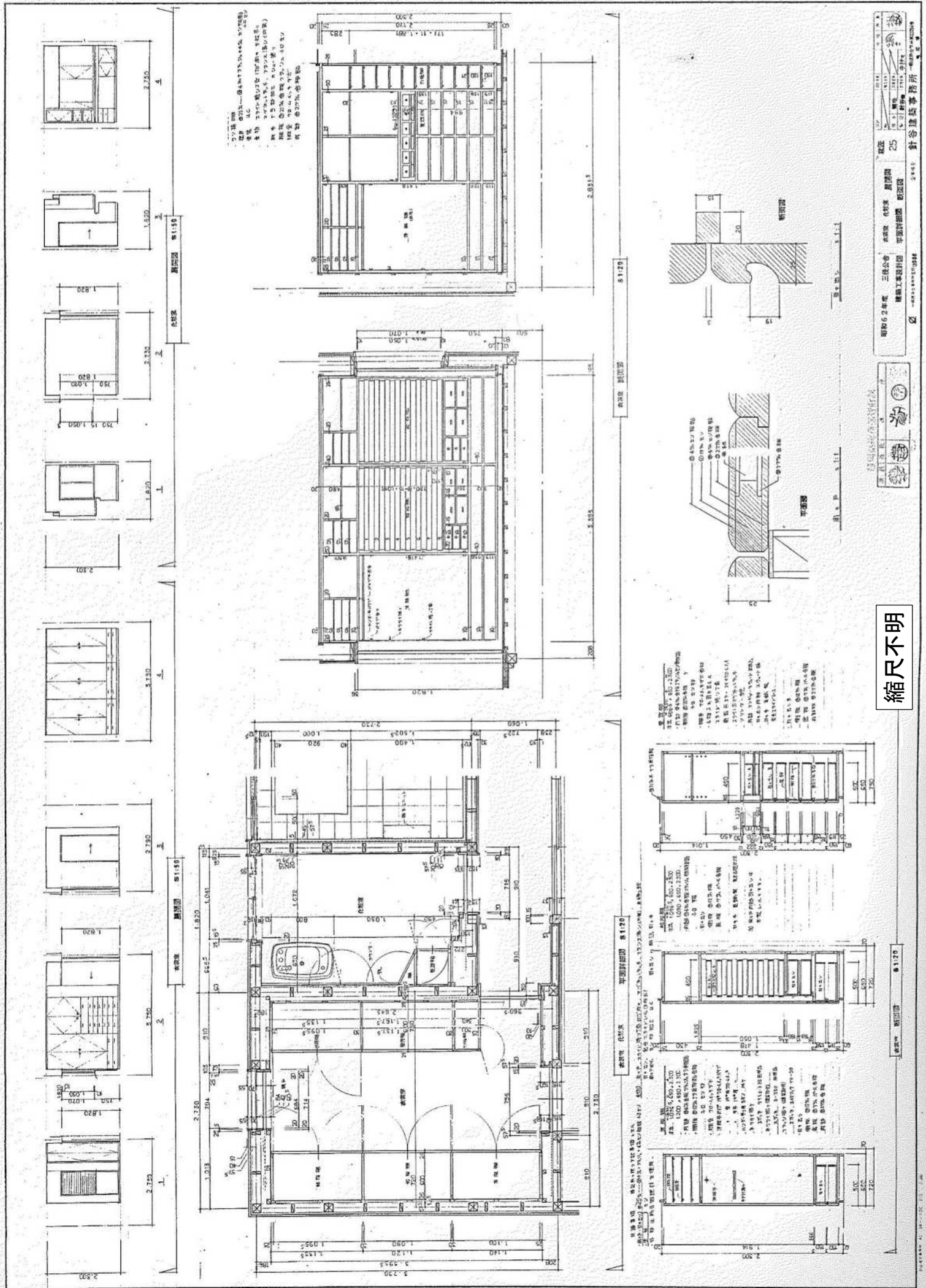
縮尺不明



昭和62年度 三校公考 建築工事設計図

針谷建築事務所

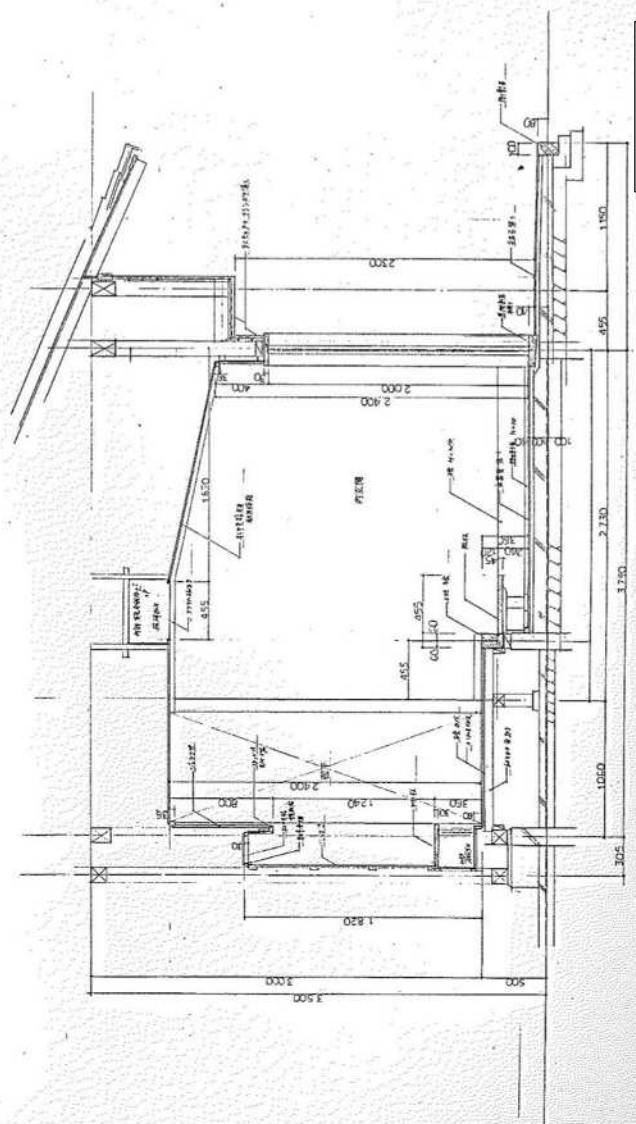
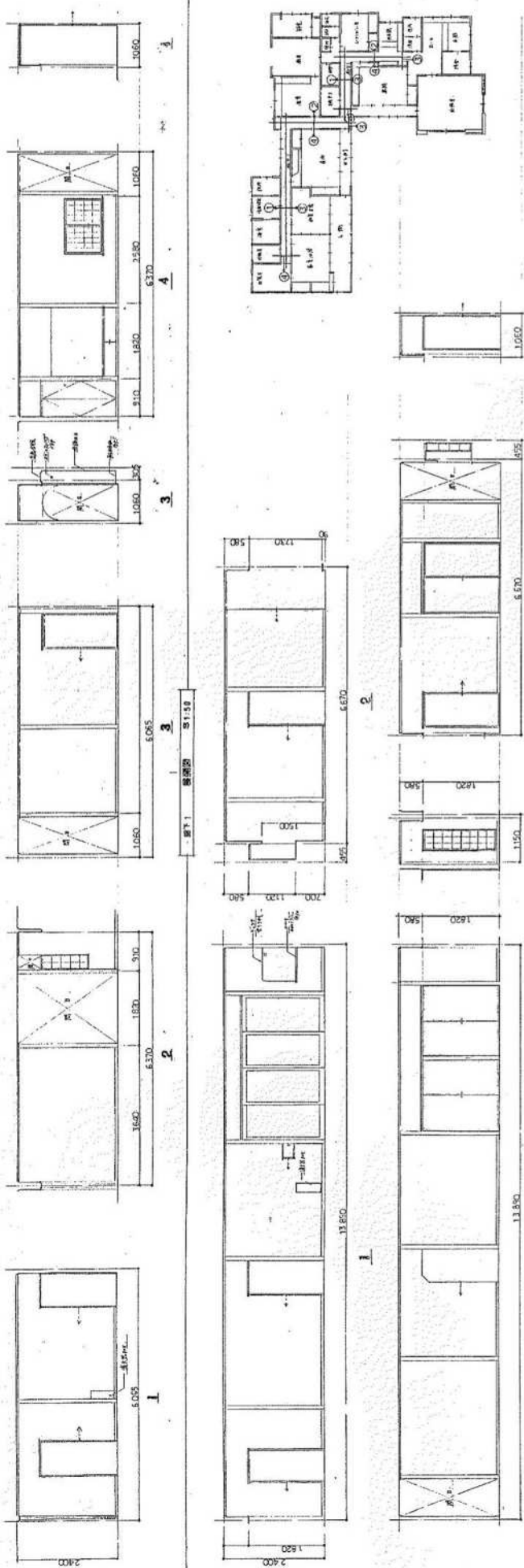
針谷建築事務所



縮尺不明

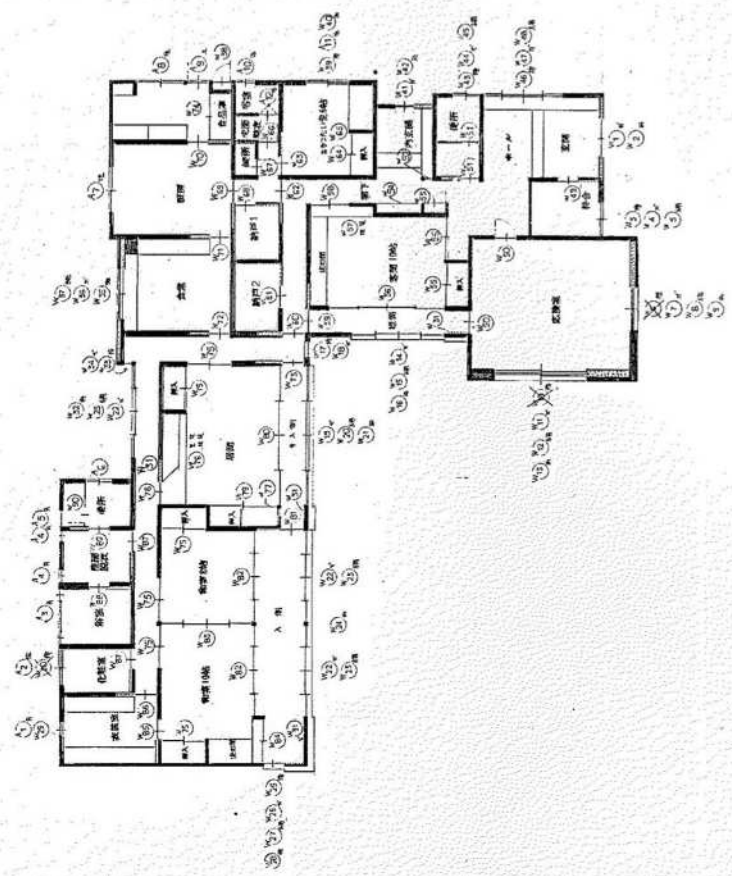


昭和62年 三松公舎 建築設計事務所 設計
 25
 設計事務所



縮尺不明

縮尺不明



第1100 第1100

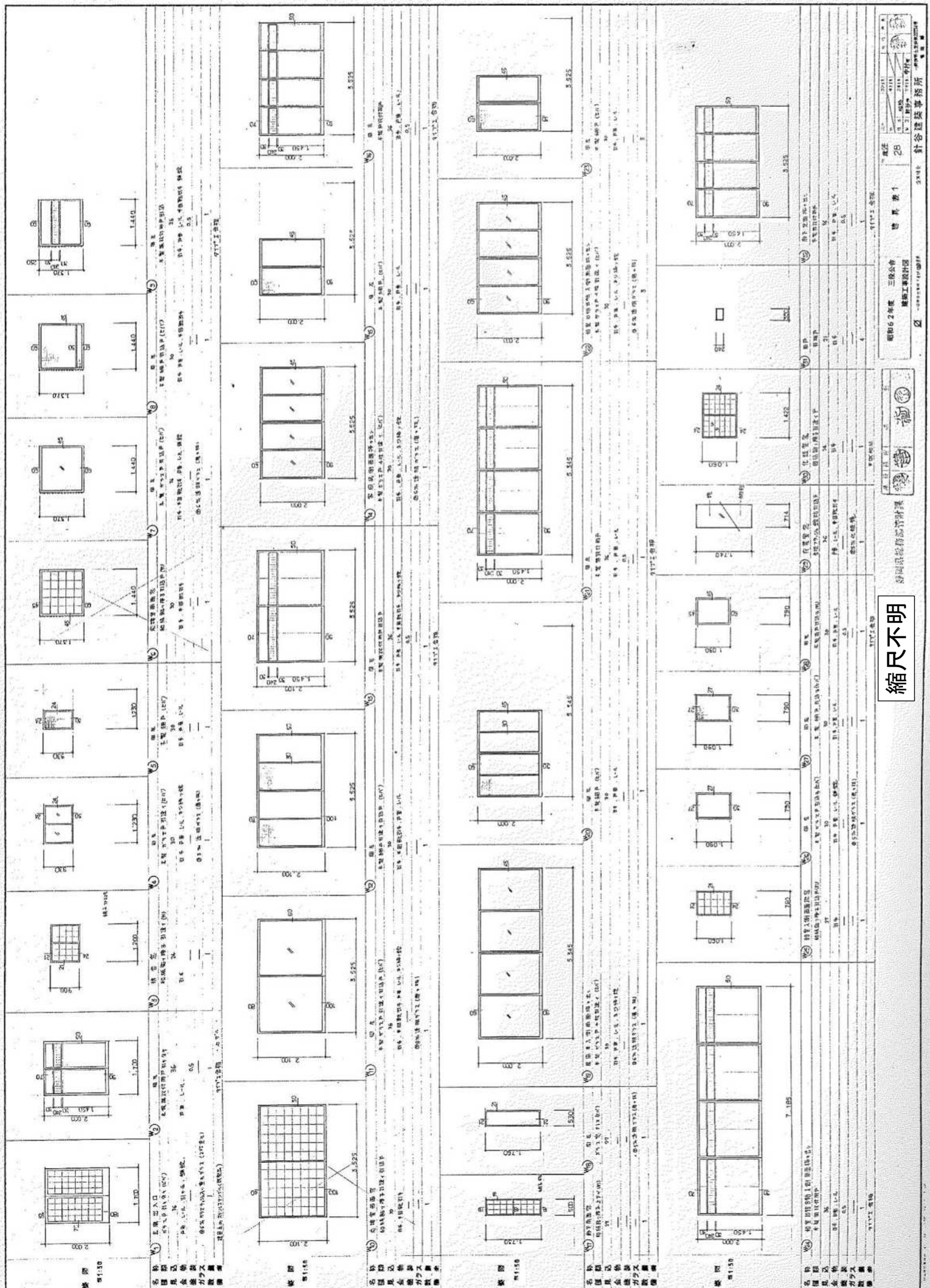
特記事項
 1. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 2. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 3. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 4. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 5. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 6. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 7. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 8. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 9. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 10. 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。

材料	数量(単位)	数量(単位)
鉄筋	1	1
コンクリート	1	2
木材	2	1
石膏ボード	1	1
断熱材	2	1
その他	7	5

本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。



本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。
 本図は、建築士(建築士)による設計図(設計図)であり、建築士(建築士)の責任で設計されたものである。



縮尺不明

縮尺不明

縮尺不明

縮尺不明

縮尺不明

縮尺不明

縮尺不明

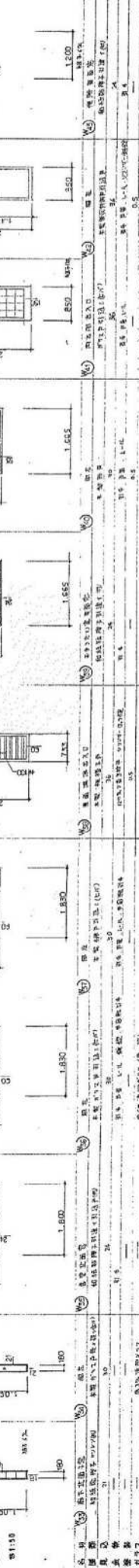
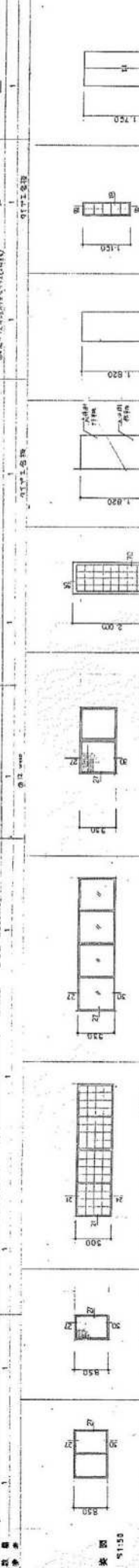
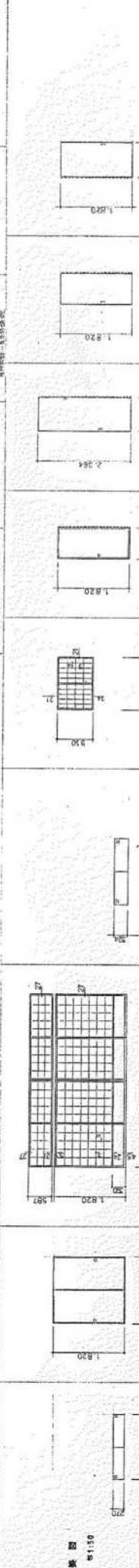
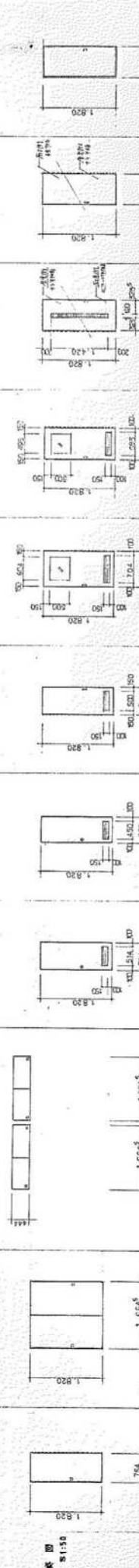


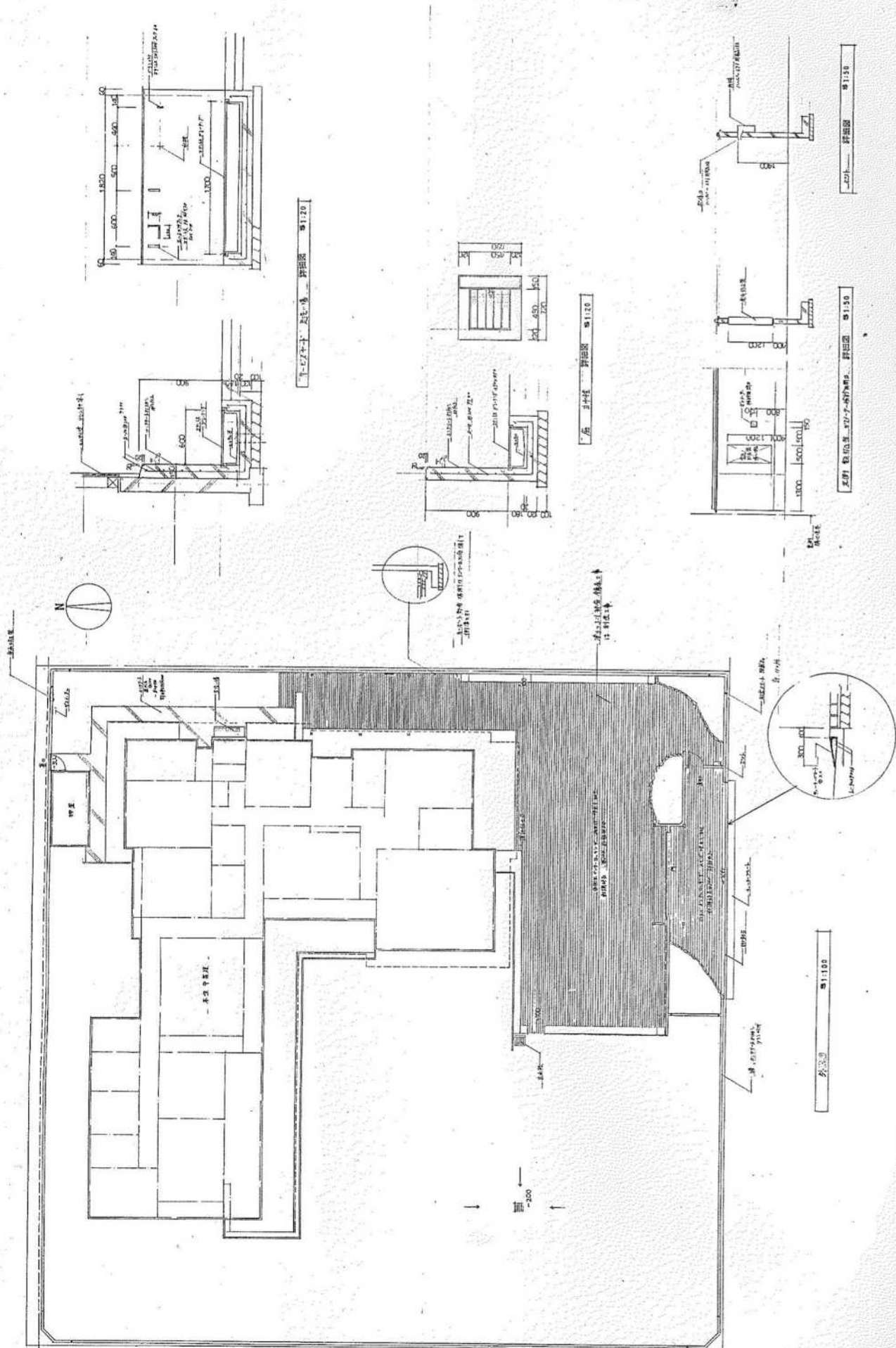
昭和62年度 三役公舎
建築工事設計図

器具 2 29

計念建築事務所
〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1
TEL 03-5561-1111
FAX 03-5561-1112

図名 器具 2 29
縮尺 1/20
単位 1/20
材料 1/20
仕様 1/20
備考 1/20





縮尺不明

針谷建築事務所

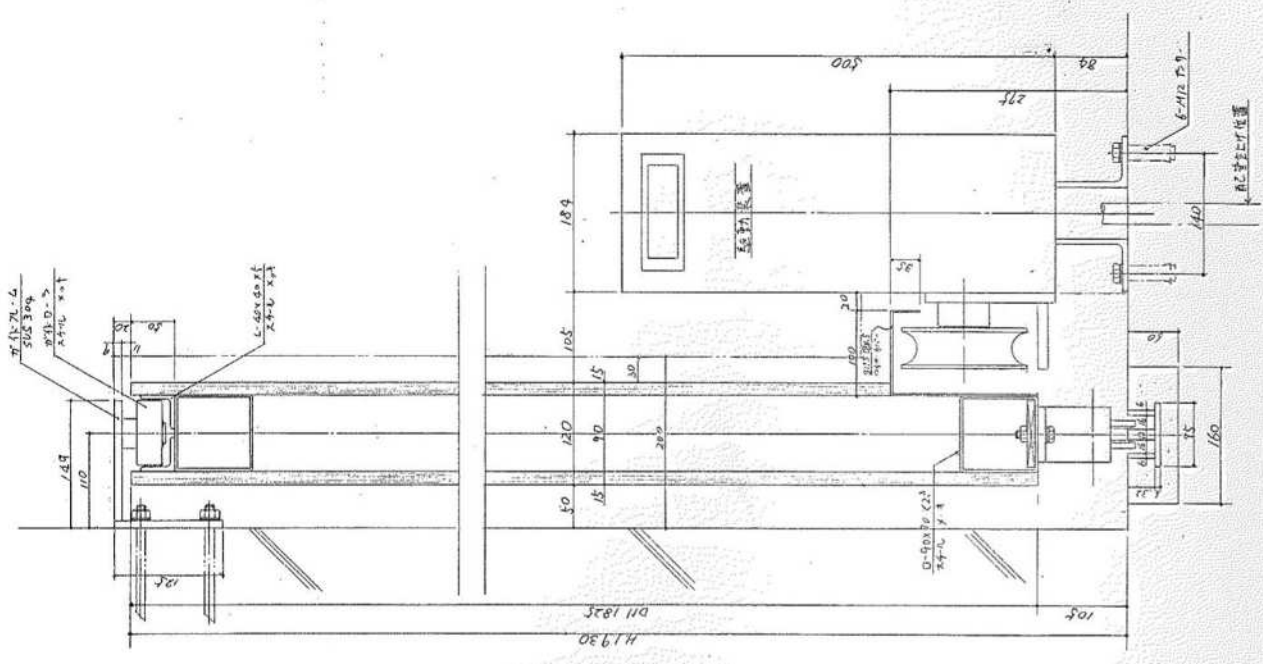
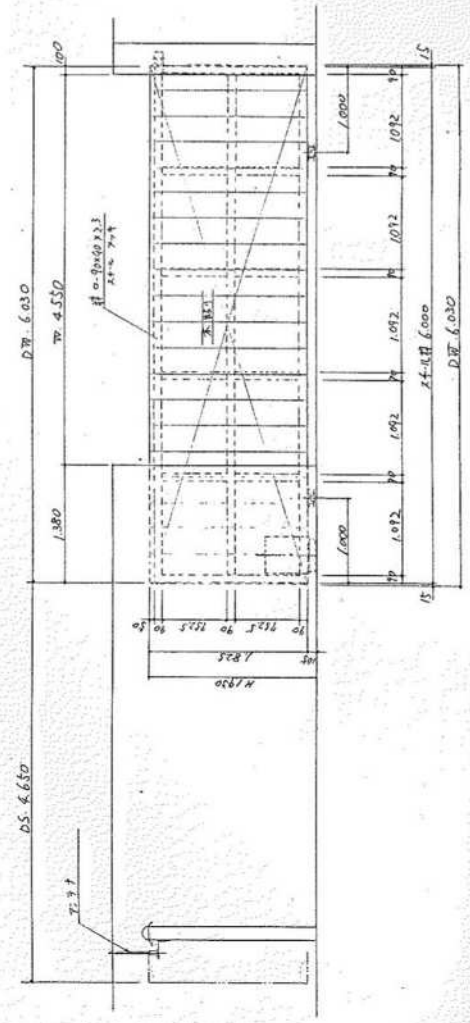
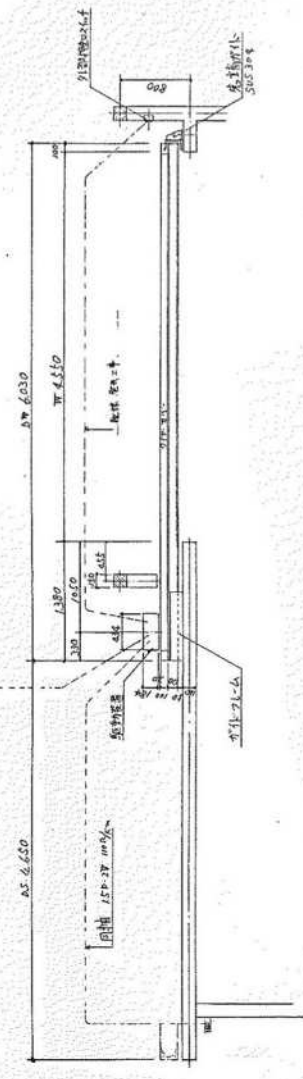
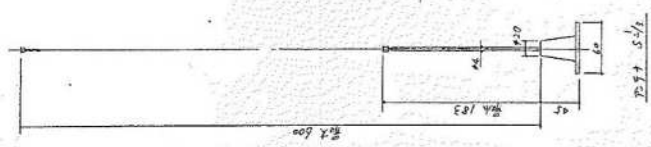
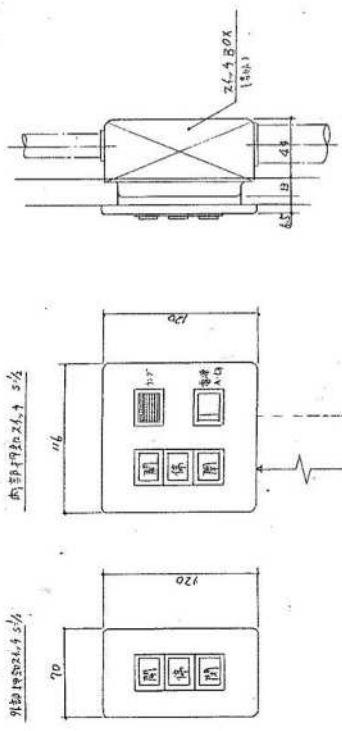
昭和62年度 三松会館 建築工事設計図

外立面 31

針谷建築事務所

仕様

電圧	14.4V 50Hz
消費電力	100W
外形寸法	1400×1000×1000
重量	100kg



新設設備 S113

外観図 S113

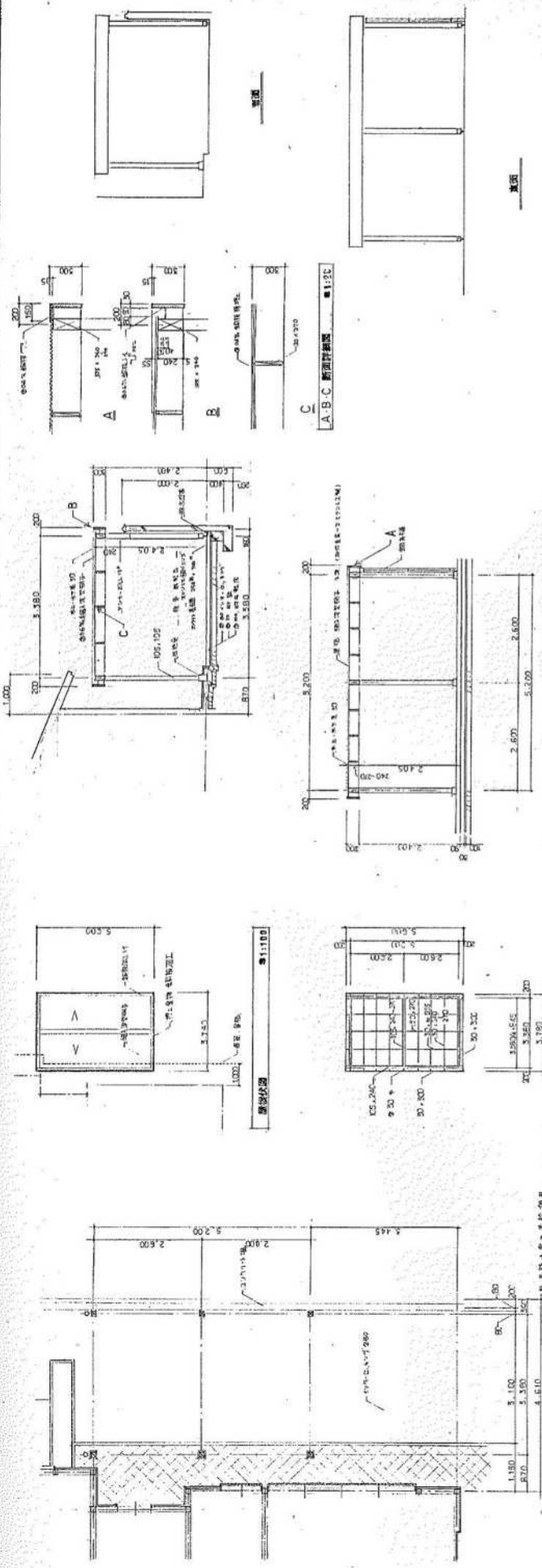
縮尺不明



昭和62年度 三機公舎 建築工事設計図

外観図 3 本機外観図 33

新設設備事務所



断面 1:150

平面 1:150

断面 1:150

平面 1:150

断面 1:150

平面 1:150

断面 1:150

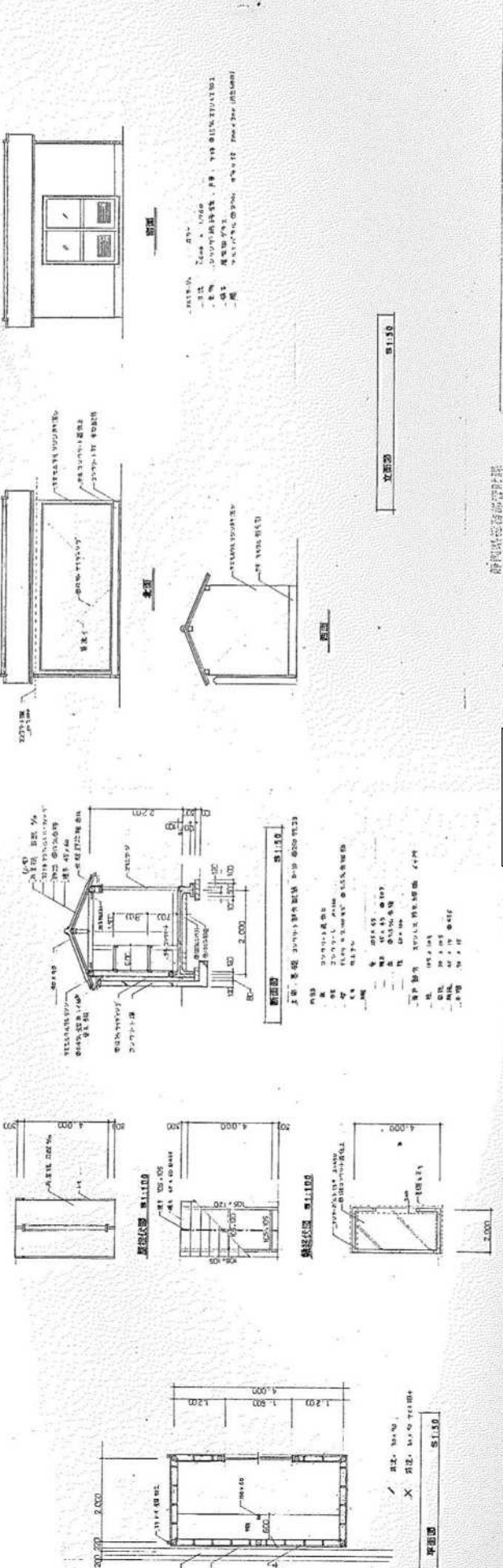
平面 1:150

断面 1:150

平面 1:150

断面 1:150

平面 1:150



縮尺不明



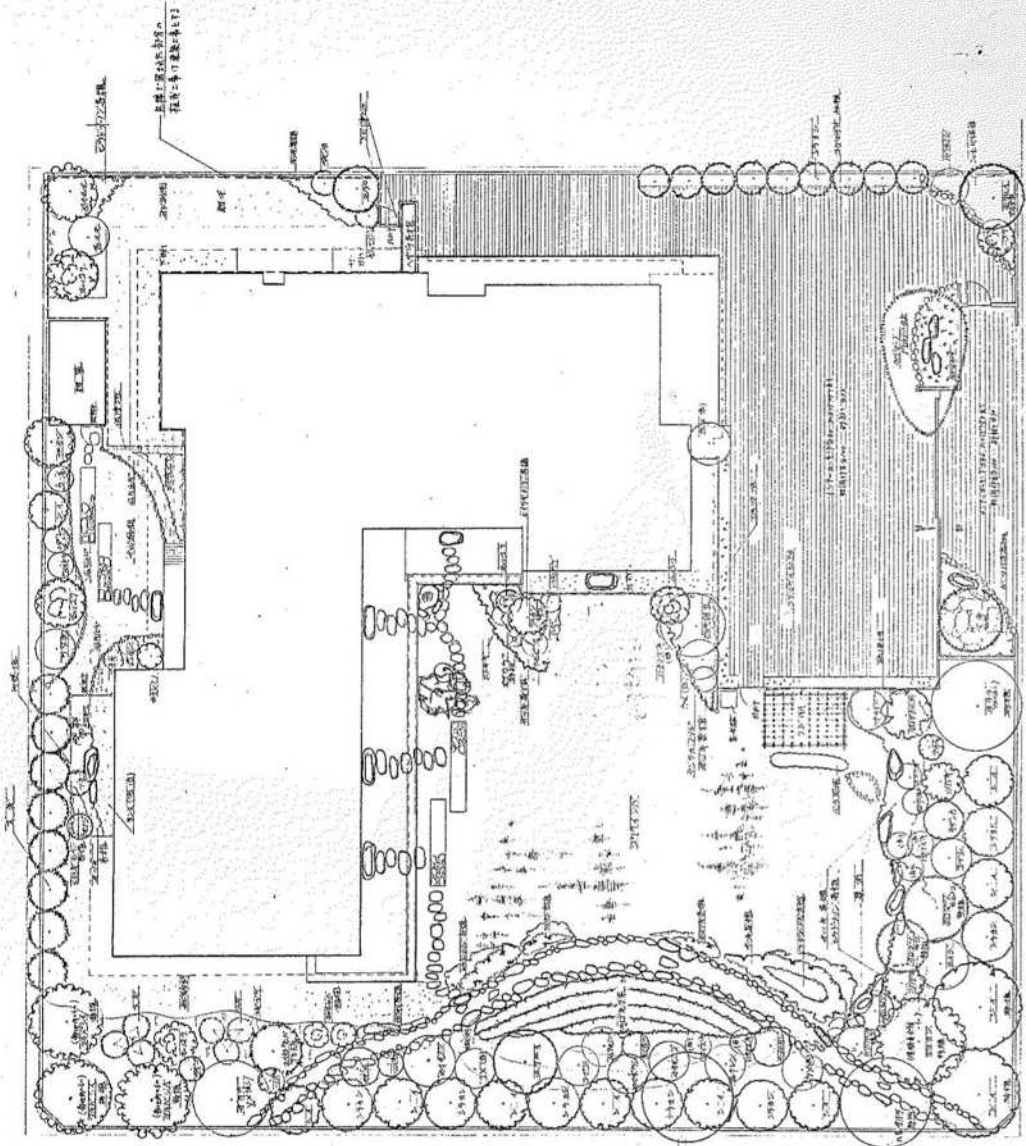
設計事務所
建築設計部
設計者
設計者
設計者

設計者
設計者
設計者

設計者
設計者
設計者

材料表

品名	規格	数量	単位	備考	品名	規格	数量	単位	備考
コンクリート	40.00	1.00	m ³		セメント	40.00	1.00	kg	
鉄筋	40.00	1.00	m		砂	40.00	1.00	m ³	
砕石	40.00	1.00	m ³		土	40.00	1.00	m ³	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



縮尺不明

縮尺不明

國士協博H園規知公發川

陳永發

材料表
...



○ のついでに、例本は、建築工事の分

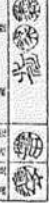
酒	
食	
食	

2

針谷建設事務所

縮尺不明

昭和62年度 三役公舎 電気設備工事設計図

		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係		図 1		図名 三役公舎 電気設備工事設計図		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係	
昭和62年度		三役公舎		図 1		図名 三役公舎 電気設備工事設計図		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係	
昭和62年度		三役公舎		図 1		図名 三役公舎 電気設備工事設計図		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係		設計者 三役公舎 電気設備工事設計係	

Form with multiple sections: 1. 概説 (General Information), 2. 設計 (Design), 3. 仕様 (Specifications), 4. 材料 (Materials), 5. 施工 (Construction), 6. 検査 (Inspection), 7. 竣工 (Completion). Includes various tables for specifications, materials, and construction details.

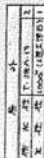
昭和62年度

三役公舎

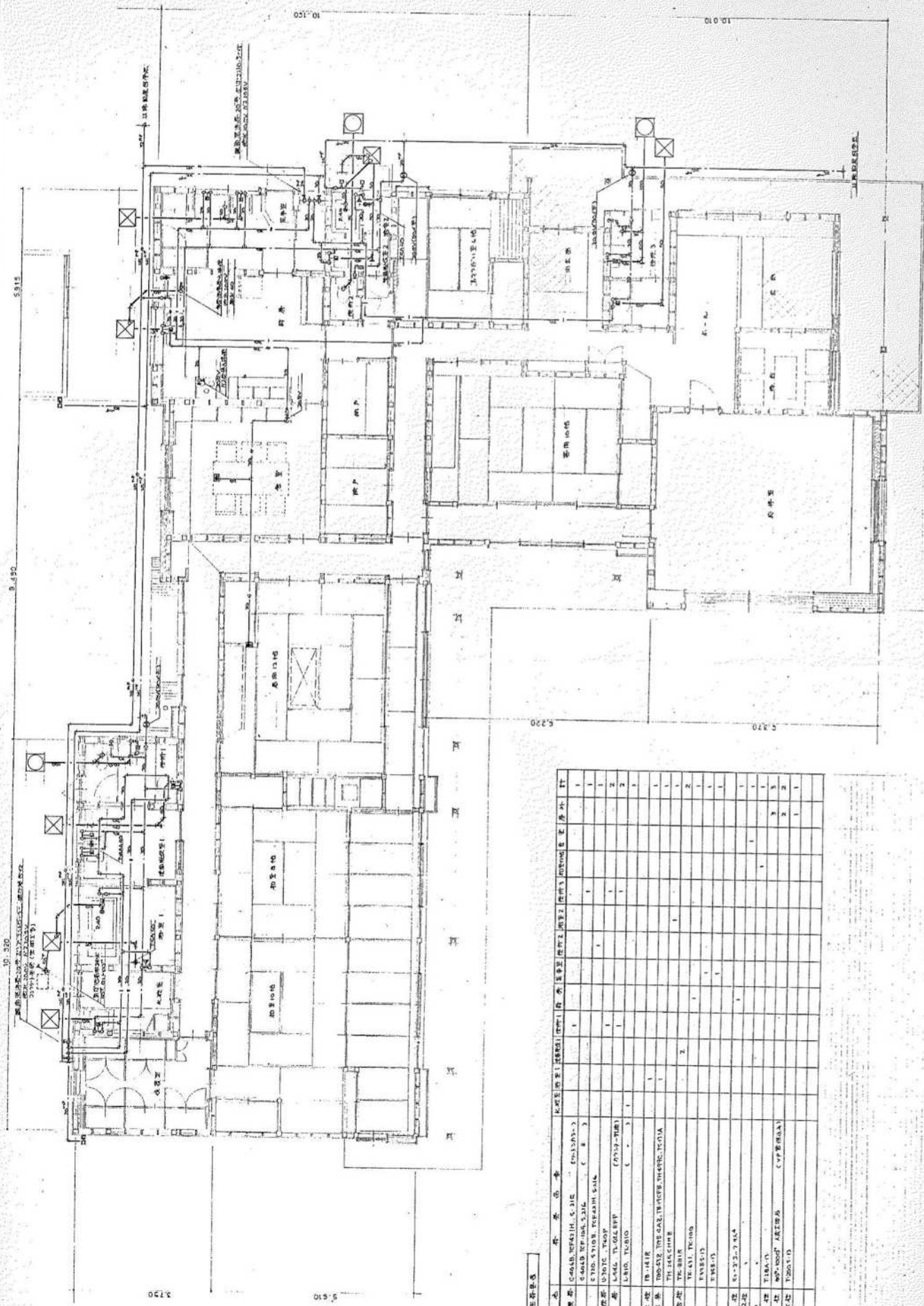
機械設備工事設計圖

昭和62年度		三役公舎		機械設備工事設計図		設計者		監理者		検査者		承認者		計画課長事務所	
昭和62年度		三役公舎		機械設備工事設計図		設計者		監理者		検査者		承認者		計画課長事務所	
昭和62年度		三役公舎		機械設備工事設計図		設計者		監理者		検査者		承認者		計画課長事務所	

-95-

[illegible]

1	2	3
---	---	---

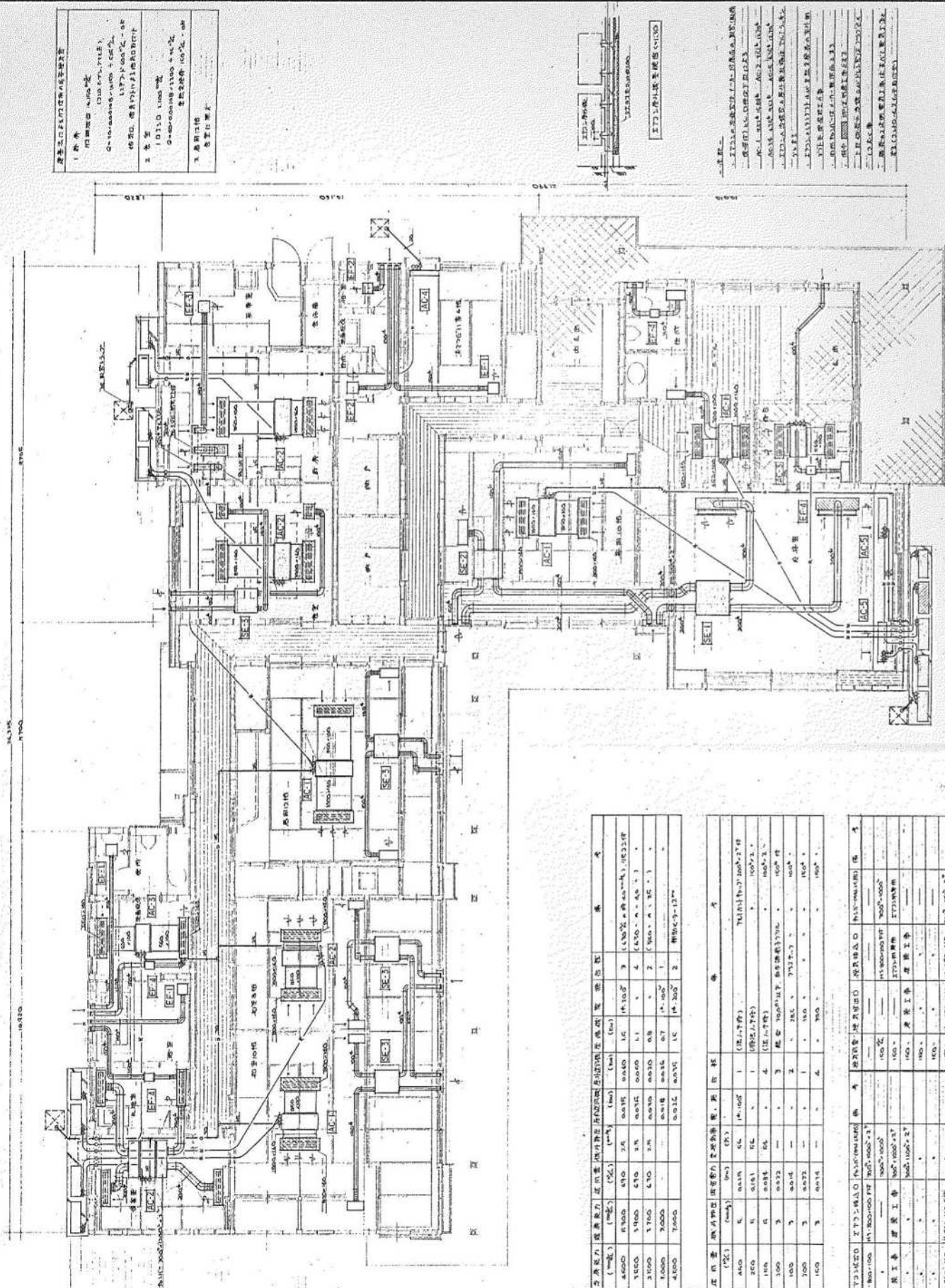


物料表

材料名稱	單位	數量	備註
磚	塊	10000	
水泥	m³	50	
砂	m³	100	
碎石	m³	50	
木材	m³	10	
鐵釘	kg	100	
鋼筋	kg	500	
油漆	kg	10	
玻璃	m²	100	
門窗	樘	10	
樓梯	樘	1	
電線	m	100	
水管	m	100	
衛生設備	套	10	
其他材料	kg	100	

縮尺不明

中華民國 62 年 6 月 2 日
 設計：XXX
 繪圖：XXX
 監工：XXX
 材料：XXX
 工程：XXX
 地點：XXX
 圖名：XXX
 圖號：XXX
 比例：XXX
 單位：XXX
 簽名：XXX
 日期：XXX



1 貯 金 $Q = 100,000,000 - 1,000 \times 100,000 + 100,000 \times 100,000$ $Q = 100,000,000 - 100,000 + 10,000,000,000$ $Q = 10,000,000,000 - 100,000$ 貯金額、借入額の差に利息額を加算	2 借 金 $Q = 100,000,000 - 1,000 \times 100,000 + 100,000 \times 100,000$ $Q = 100,000,000 - 100,000 + 10,000,000,000$ $Q = 10,000,000,000 - 100,000$ 借入額、借入額の差に利息額を加算
--	--

氏名	職名	住所	年齢	性別	学歴	職歴	備考
山田 太郎	主任	東京都千代田区	45	男	大学	昭和25年入社	
佐藤 次郎	係長	東京都千代田区	40	男	大学	昭和25年入社	
田中 一郎	係長	東京都千代田区	38	男	大学	昭和25年入社	
鈴木 三郎	係長	東京都千代田区	35	男	大学	昭和25年入社	
高橋 五郎	係長	東京都千代田区	32	男	大学	昭和25年入社	
渡辺 六郎	係長	東京都千代田区	30	男	大学	昭和25年入社	
山本 七郎	係長	東京都千代田区	28	男	大学	昭和25年入社	
佐々木 八郎	係長	東京都千代田区	25	男	大学	昭和25年入社	
三浦 九郎	係長	東京都千代田区	22	男	大学	昭和25年入社	
田村 十郎	係長	東京都千代田区	20	男	大学	昭和25年入社	

[illegible]

型号	型式	材料	断面尺寸 (mm)	重量 (kg)	主要材料	备注	备
SE-1	无盖型 (带吊钩)	45G	φ40	1.6	10	(见外形图)	飞轮材料为20Mn2, 2件
SE-2	"	2FG	φ40	1.1	10	(带吊钩)	"
SE-3	"	14G	φ40	0.86	10	(带吊钩)	"
EF-1	带底座下板	30G	φ40	3.0	10	(见外形图)	"
EF-2	"	14G	φ40	2.2	10	(见外形图)	"
EF-3	"	20G	φ40	2.6	10	(见外形图)	"
EF-4	"	14G	φ40	2.2	10	(见外形图)	"

[illegible]

昭和62年度	三役公舎	全開車台	1,100	5	1,897	107.9%				昭和62年度
機械工務設計部								新築	増改築	
計建建築事務所								新築	増改築	

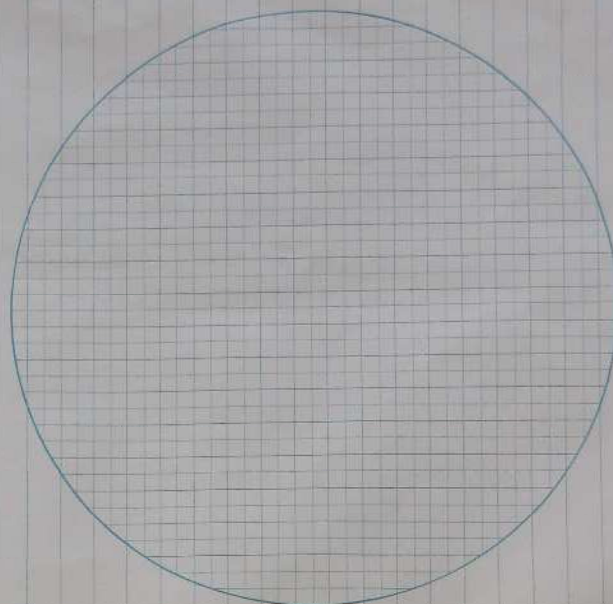
完 成 図

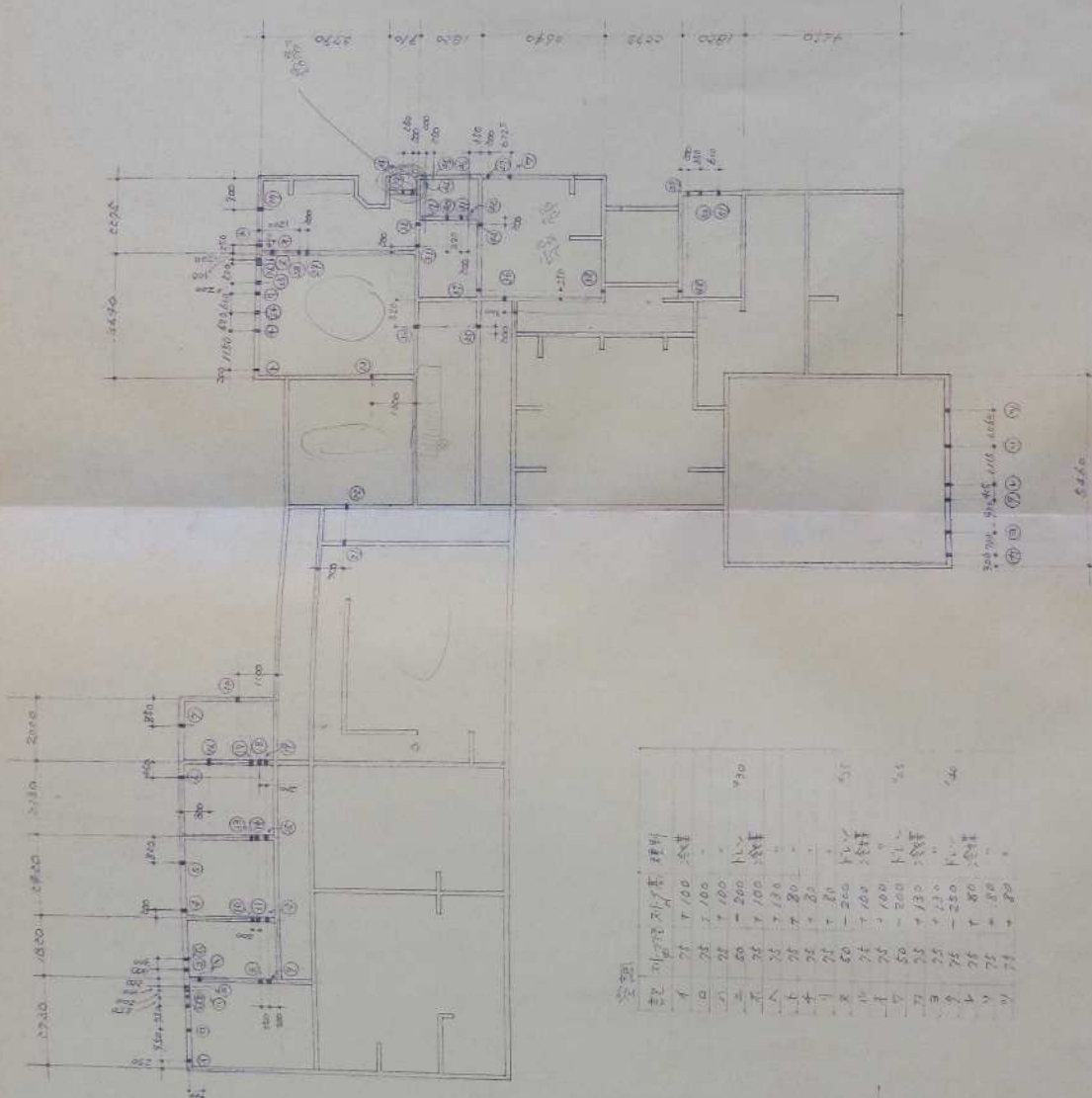
昭和62年度

三役公舎機械設備工事

施工者 株式会社 鈴木設備工業所

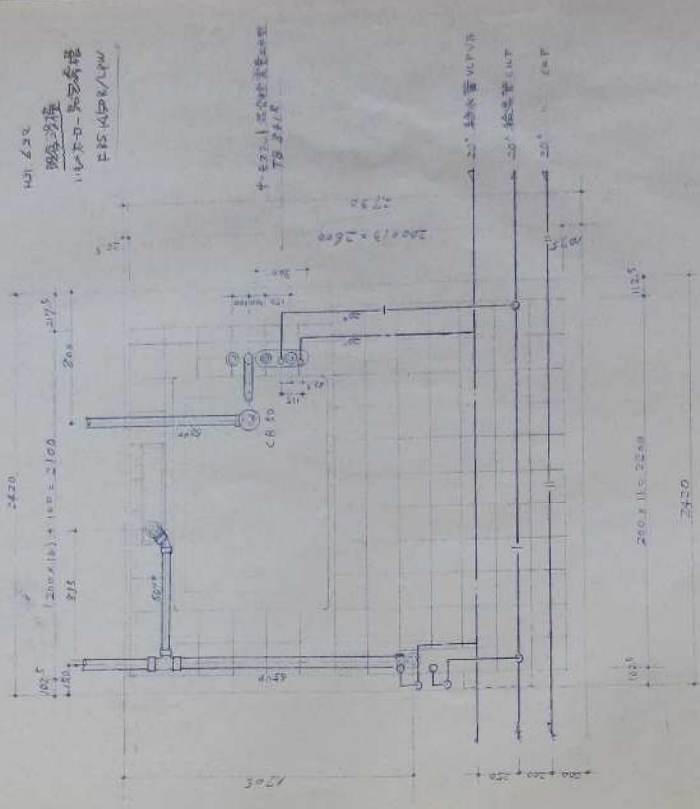
特記事項





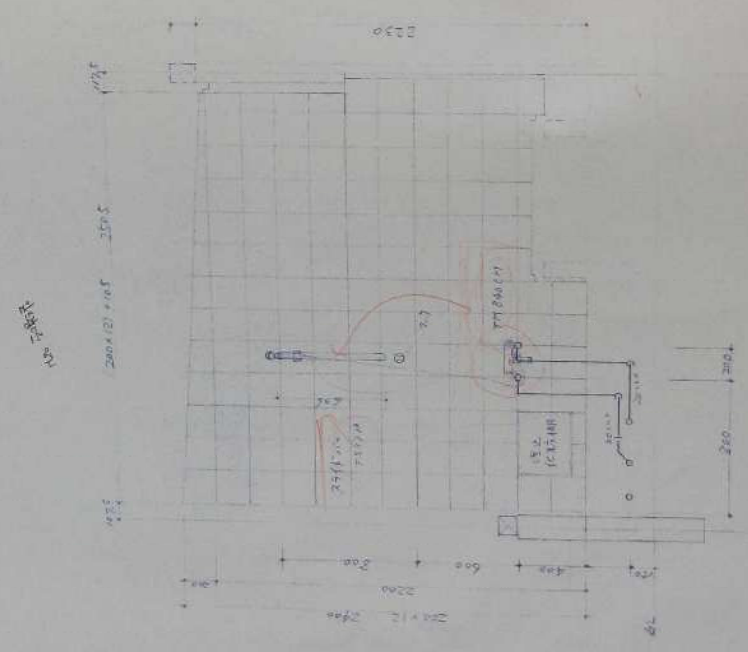
東口側外観図 1/20

階	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F	16F	17F	18F	19F	20F	21F	22F	23F	24F	25F	26F	27F	28F	29F	30F	31F	32F	33F	34F	35F	36F	37F	38F	39F	40F	41F	42F	43F	44F	45F	46F	47F	48F	49F	50F	51F	52F	53F	54F	55F	56F	57F	58F	59F	60F	61F	62F	63F	64F	65F	66F	67F	68F	69F	70F	71F	72F	73F	74F	75F	76F	77F	78F	79F	80F	81F	82F	83F	84F	85F	86F	87F	88F	89F	90F	91F	92F	93F	94F	95F	96F	97F	98F	99F	100F	101F	102F	103F	104F	105F	106F	107F	108F	109F	110F	111F	112F	113F	114F	115F	116F	117F	118F	119F	120F	121F	122F	123F	124F	125F	126F	127F	128F	129F	130F	131F	132F	133F	134F	135F	136F	137F	138F	139F	140F	141F	142F	143F	144F	145F	146F	147F	148F	149F	150F	151F	152F	153F	154F	155F	156F	157F	158F	159F	160F	161F	162F	163F	164F	165F	166F	167F	168F	169F	170F	171F	172F	173F	174F	175F	176F	177F	178F	179F	180F	181F	182F	183F	184F	185F	186F	187F	188F	189F	190F	191F	192F	193F	194F	195F	196F	197F	198F	199F	200F	201F	202F	203F	204F	205F	206F	207F	208F	209F	210F	211F	212F	213F	214F	215F	216F	217F	218F	219F	220F	221F	222F	223F	224F	225F	226F	227F	228F	229F	230F	231F	232F	233F	234F	235F	236F	237F	238F	239F	240F	241F	242F	243F	244F	245F	246F	247F	248F	249F	250F	251F	252F	253F	254F	255F	256F	257F	258F	259F	260F	261F	262F	263F	264F	265F	266F	267F	268F	269F	270F	271F	272F	273F	274F	275F	276F	277F	278F	279F	280F	281F	282F	283F	284F	285F	286F	287F	288F	289F	290F	291F	292F	293F	294F	295F	296F	297F	298F	299F	300F	301F	302F	303F	304F	305F	306F	307F	308F	309F	310F	311F	312F	313F	314F	315F	316F	317F	318F	319F	320F	321F	322F	323F	324F	325F	326F	327F	328F	329F	330F	331F	332F	333F	334F	335F	336F	337F	338F	339F	340F	341F	342F	343F	344F	345F	346F	347F	348F	349F	350F	351F	352F	353F	354F	355F	356F	357F	358F	359F	360F	361F	362F	363F	364F	365F	366F	367F	368F	369F	370F	371F	372F	373F	374F	375F	376F	377F	378F	379F	380F	381F	382F	383F	384F	385F	386F	387F	388F	389F	390F	391F	392F	393F	394F	395F	396F	397F	398F	399F	400F	401F	402F	403F	404F	405F	406F	407F	408F	409F	410F	411F	412F	413F	414F	415F	416F	417F	418F	419F	420F	421F	422F	423F	424F	425F	426F	427F	428F	429F	430F	431F	432F	433F	434F	435F	436F	437F	438F	439F	440F	441F	442F	443F	444F	445F	446F	447F	448F	449F	450F	451F	452F	453F	454F	455F	456F	457F	458F	459F	460F	461F	462F	463F	464F	465F	466F	467F	468F	469F	470F	471F	472F	473F	474F	475F	476F	477F	478F	479F	480F	481F	482F	483F	484F	485F	486F	487F	488F	489F	490F	491F	492F	493F	494F	495F	496F	497F	498F	499F	500F	501F	502F	503F	504F	505F	506F	507F	508F	509F	510F	511F	512F	513F	514F	515F	516F	517F	518F	519F	520F	521F	522F	523F	524F	525F	526F	527F	528F	529F	530F	531F	532F	533F	534F	535F	536F	537F	538F	539F	540F	541F	542F	543F	544F	545F	546F	547F	548F	549F	550F	551F	552F	553F	554F	555F	556F	557F	558F	559F	560F	561F	562F	563F	564F	565F	566F	567F	568F	569F	570F	571F	572F	573F	574F	575F	576F	577F	578F	579F	580F	581F	582F	583F	584F	585F	586F	587F	588F	589F	590F	591F	592F	593F	594F	595F	596F	597F	598F	599F	600F	601F	602F	603F	604F	605F	606F	607F	608F	609F	610F	611F	612F	613F	614F	615F	616F	617F	618F	619F	620F	621F	622F	623F	624F	625F	626F	627F	628F	629F	630F	631F	632F	633F	634F	635F	636F	637F	638F	639F	640F	641F	642F	643F	644F	645F	646F	647F	648F	649F	650F	651F	652F	653F	654F	655F	656F	657F	658F	659F	660F	661F	662F	663F	664F	665F	666F	667F	668F	669F	670F	671F	672F	673F	674F	675F	676F	677F	678F	679F	680F	681F	682F	683F	684F	685F	686F	687F	688F	689F	690F	691F	692F	693F	694F	695F	696F	697F	698F	699F	700F	701F	702F	703F	704F	705F	706F	707F	708F	709F	710F	711F	712F	713F	714F	715F	716F	717F	718F	719F	720F	721F	722F	723F	724F	725F	726F	727F	728F	729F	730F	731F	732F	733F	734F	735F	736F	737F	738F	739F	740F	741F	742F	743F	744F	745F	746F	747F	748F	749F	750F	751F	752F	753F	754F	755F	756F	757F	758F	759F	760F	761F	762F	763F	764F	765F	766F	767F	768F	769F	770F	771F	772F	773F	774F	775F	776F	777F	778F	779F	780F	781F	782F	783F	784F	785F	786F	787F	788F	789F	790F	791F	792F	793F	794F	795F	796F	797F	798F	799F	800F	801F	802F	803F	804F	805F	806F	807F	808F	809F	810F	811F	812F	813F	814F	815F	816F	817F	818F	819F	820F	821F	822F	823F	824F	825F	826F	827F	828F	829F	830F	831F	832F	833F	834F	835F	836F	837F	838F	839F	840F	841F	842F	843F	844F	845F	846F	847F	848F	849F	850F	851F	852F	853F	854F	855F	856F	857F	858F	859F	860F	861F	862F	863F	864F	865F	866F	867F	868F	869F	870F	871F	872F	873F	874F	875F	876F	877F	878F	879F	880F	881F	882F	883F	884F	885F	886F	887F	888F	889F	890F	891F	892F	893F	894F	895F	896F	897F	898F	899F	900F	901F	902F	903F	904F	905F	906F	907F	908F	909F	910F	911F	912F	913F	914F	915F	916F	917F	918F	919F	920F	921F	922F	923F	924F	925F	926F	927F	928F	929F	930F	931F	932F	933F	934F	935F	936F	937F	938F	939F	940F	941F	942F	943F	944F	945F	946F	947F	948F	949F	950F	951F	952F	953F	954F	955F	956F	957F	958F	959F	960F	961F	962F	963F	964F	965F	966F	967F	968F	969F	970F	971F	972F	973F	974F	975F	976F	977F	978F	979F	980F	981F	982F	983F	984F	985F	986F	987F	988F	989F	990F	991F	992F	993F	994F	995F	996F	997F	998F	999F	1000F	1001F	1002F	1003F	1004F	1005F	1006F	1007F	1008F	1009F	1010F	1011F	1012F	1013F	1014F	1015F	1016F	1017F	1018F	1019F	1020F	1021F	1022F	1023F	1024F	1025F	1026F	1027F	1028F	1029F	1030F	1031F	1032F	1033F	1034F	1035F	1036F	1037F	1038F	1039F	1040F	1041F	1042F	1043F	1044F	1045F	1046F	1047F	1048F	1049F	1050F	1051F	1052F	1053F	1054F	1055F	1056F	1057F	1058F	1059F	1060F	1061F	1062F	1063F	1064F	1065F	1066F	1067F	1068F	1069F	1070F	1071F	1072F	1073F	1074F	1075F	1076F	1077F	1078F	1079F	1080F	1081F	1082F	1083F	1084F	1085F	1086F	1087F	1088F	1089F	1090F	1091F	1092F	1093F	1094F	1095F	1096F	1097F	1098F	1099F	1100F	1101F	1102F	1103F	1104F	1105F	1106F	1107F	1108F	1109F	1110F	1111F	1112F	1113F	1114F	1115F	1116F	1117F	1118F	1119F	1120F	1121F	1122F	1123F	1124F	1125F	1126F	1127F	1128F	1129F	1130F	1131F	1132F	1133F	1134F	1135F	1136F	1137F	1138F	1139F	1140F	1141F	1142F	1143F	1144F	1145F	1146F	1147F	1148F	1149F	1150F	1151F	1152F	1153F	1154F	1155F	1156F	1157F	1158F	1159F	1160F	1161F	1162F	1163F	1164F	1165F	1166F	1167F	1168F	1169F	1170F	1171F	1172F	1173F	1174F	1175F	1176F	1177F	1178F	1179F	1180F	1181F	1182F	1183F	1184F	1185F	1186F	1187F	1188F	1189F	1190F	1191F	1192F	1193F	1194F	1195F	1196F	1197F	1198F	1199F	1200F	1201F	1202F	1203F	1204F	1205F	1206F	1207F	1208F	1209F	1210F	1211F	1212F	1213F	1214F	1215F	1216F	1217F	1218F	1219F	1220F	1221F	1222F	1223F	1224F	1225F	1226F	1227F	1228F	1229F	1230F	1231F	1232F	1233F	1234F	1235F	1236F	1237F	1238F	1239F	1240F	1241F	1242F	1243F	1244F	1245F	1246F	1247F	1248F	1249F	1250F	1251F	1252F	1253F	1254F	1255F	1256F	1257F	1258F	1259F	1260F	1261F	1262F	1263F	1264F	1265F	1266F	1267F	1268F	1269F	1270F	1271F	1272F	1273F	1274F	1275F	1276F	1277F	1278F	1279F	1280F	1281F	1282F	1283F	1284F	1285F	1286F	1287F	1288F	1289F	1290F	1291F	1292F	1293F	1294F	1295F	1296F	1297F	1298F	1299F	1300F	1301F	1302F	1303F	1304F	1305F	1306F	1307F	1308F	1309F	1310F	1311F	1312F	1313F	1314F	1315F	1316F	1317F	1318F	1319F	1320F	1321F	1322F	1323F	1324F	1325F	1326F	1327F	1328F	1329F	1330F	1331F	13
---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----



1431, 2522
 現存設備
 1431-20 500高壓
 F85, 1431/1432

4522, 1431高壓
 TB 2415



1431, 2522

200x120x105

2522, 1431高壓
 TB 2415

承	神岡電機修造部財表	大田田計台建築事務所
306 307	主任 6号 11 22	主任 42 14 21
確	神岡電機工業所	要田君
認	主任 6号 11 22	要田君
	要田君	要田君
	要田君	要田君

三役金機械設備工事 完成図

図名 空室 (1) 210室

縮尺 1:20

製図 承認

昭和62年11月17日

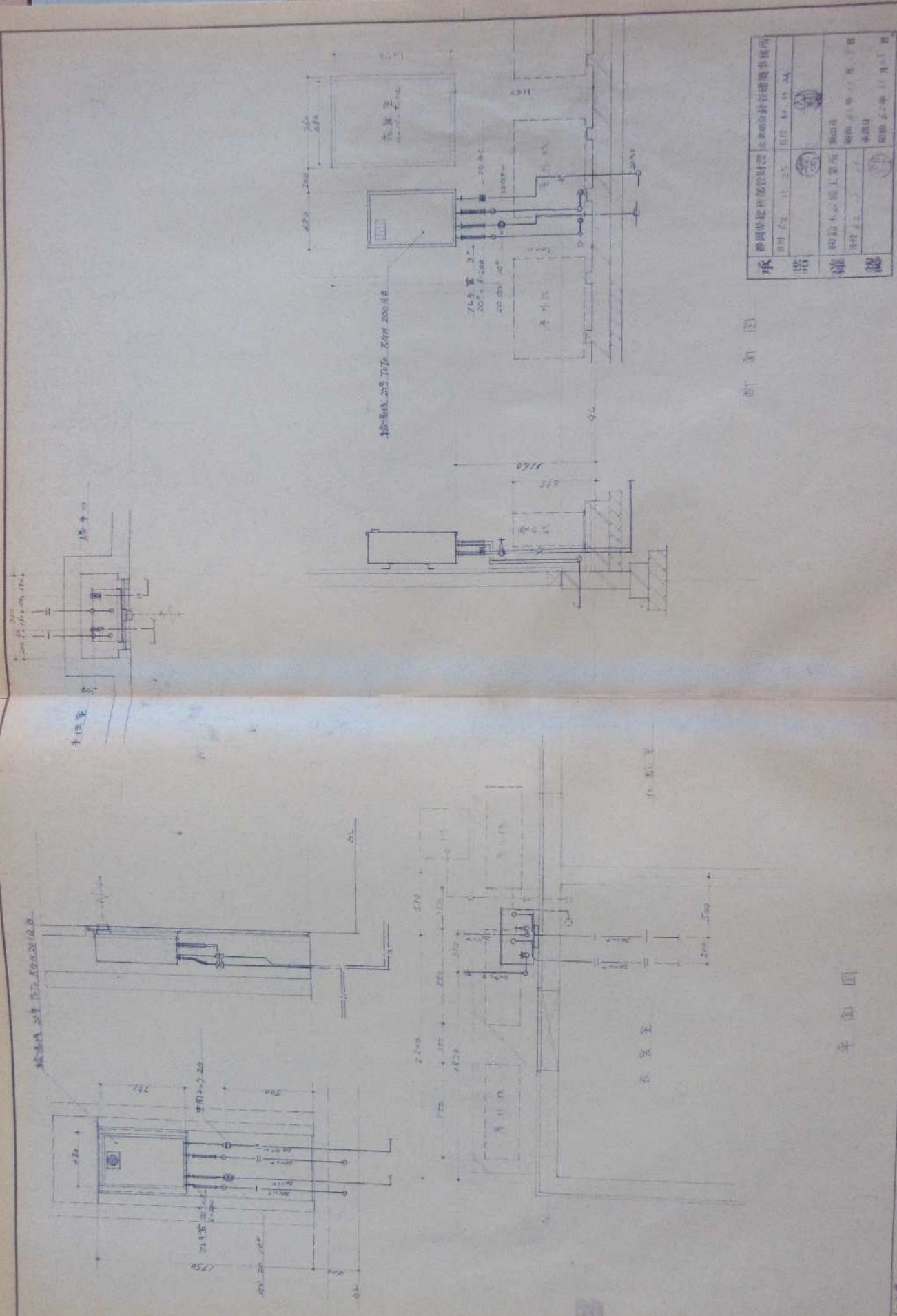
神岡電機工業所 株式会社 鈴木設備工業所

神岡電機工業所 TEL. 0042-46-1000

1431, 2522

縮尺不明

縮尺不明



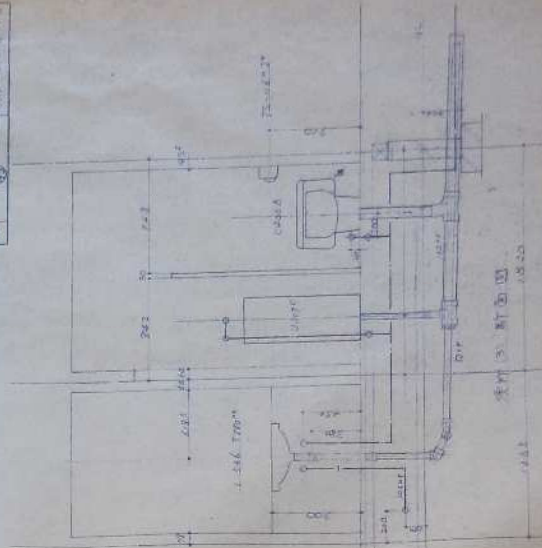
静岡県建設部建築事務所	静岡県建設部建築事務所
設計 〆〆 〆〆	設計 〆〆 〆〆
監理 〆〆 〆〆	監理 〆〆 〆〆
施工 〆〆 〆〆	施工 〆〆 〆〆
材料 〆〆 〆〆	材料 〆〆 〆〆
設備 〆〆 〆〆	設備 〆〆 〆〆
完成 〆〆 〆〆	完成 〆〆 〆〆

静岡県建設部建築事務所	静岡県建設部建築事務所
設計 〆〆 〆〆	設計 〆〆 〆〆
監理 〆〆 〆〆	監理 〆〆 〆〆
施工 〆〆 〆〆	施工 〆〆 〆〆
材料 〆〆 〆〆	材料 〆〆 〆〆
設備 〆〆 〆〆	設備 〆〆 〆〆
完成 〆〆 〆〆	完成 〆〆 〆〆

縮尺 1/50

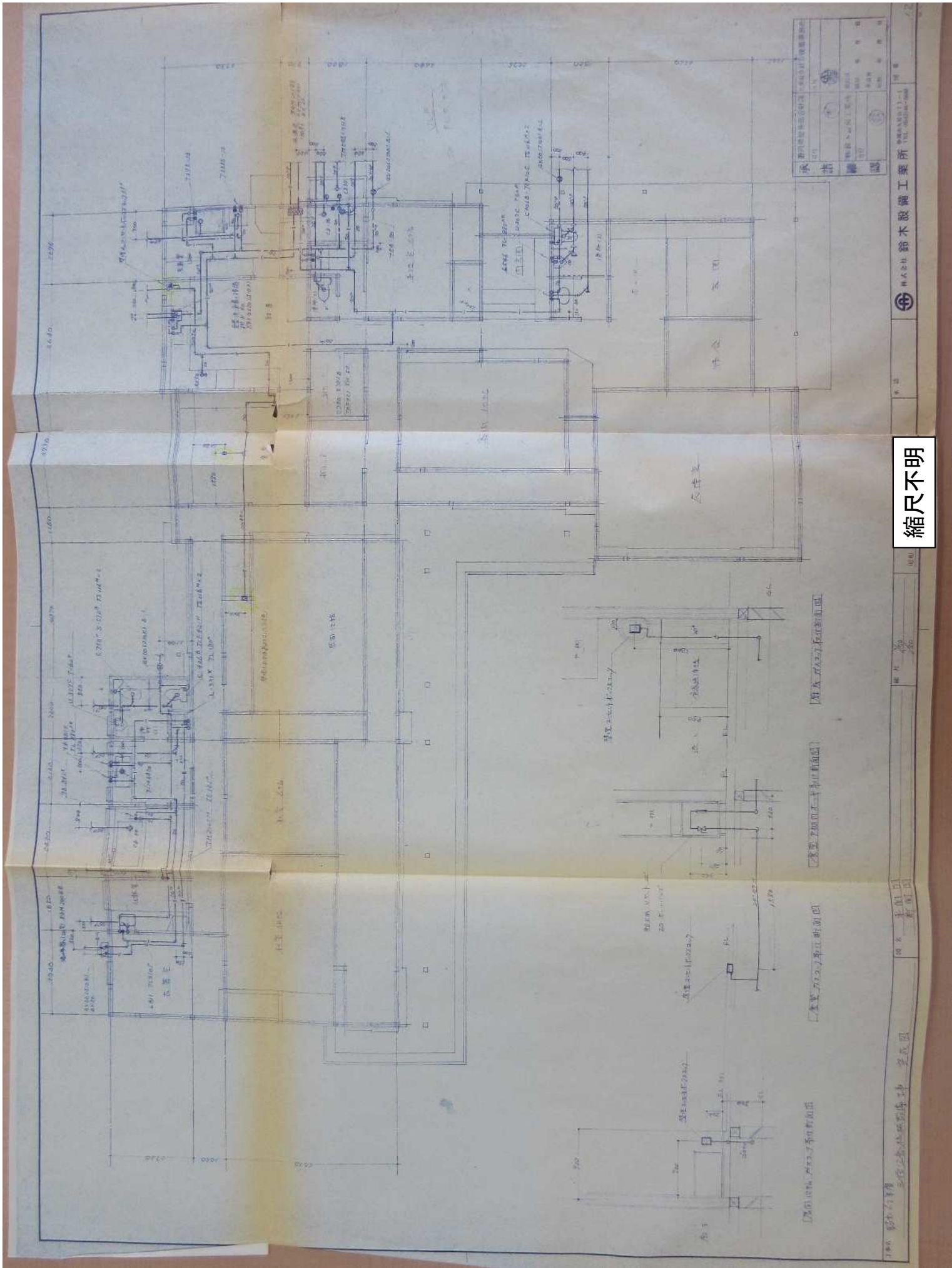
図名 木造工務所 完成図

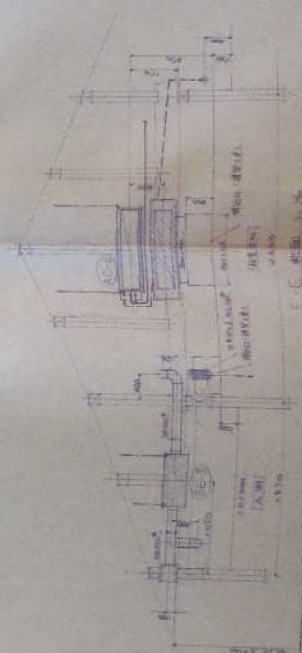
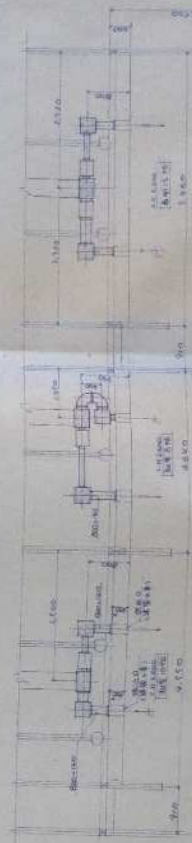
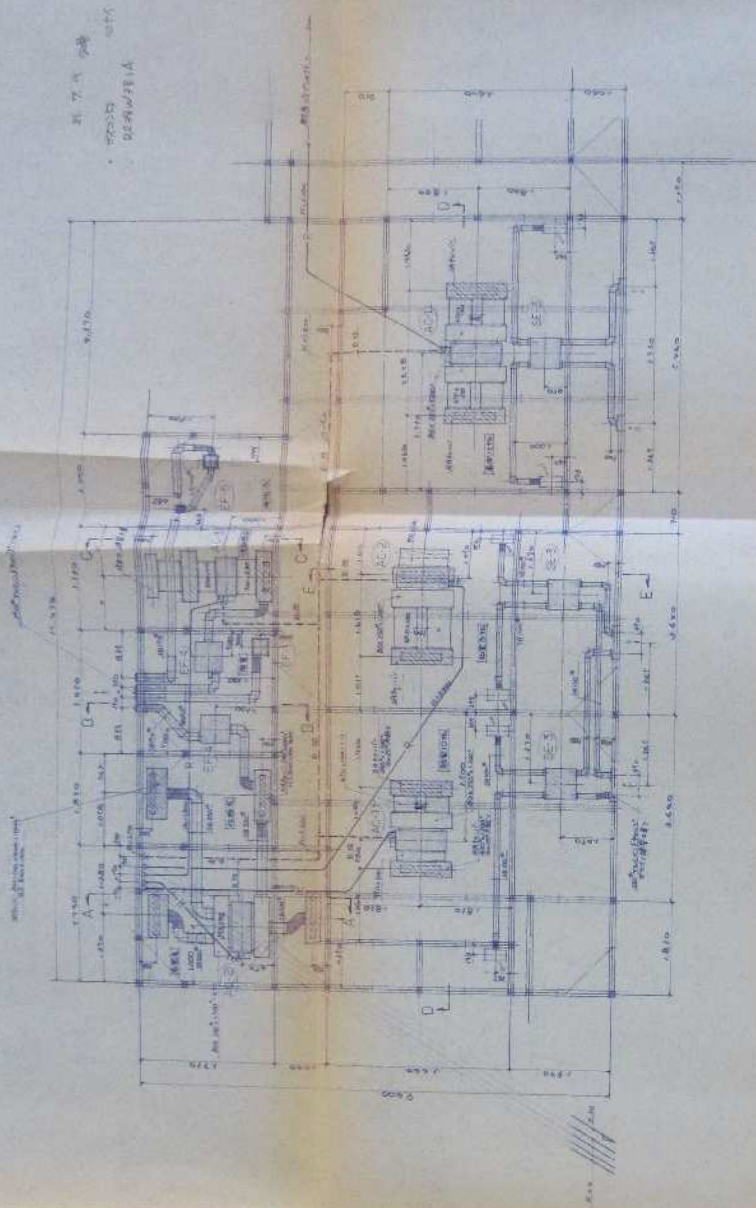
図番 〆〆



三級公務員 林明輝 三級 京政四

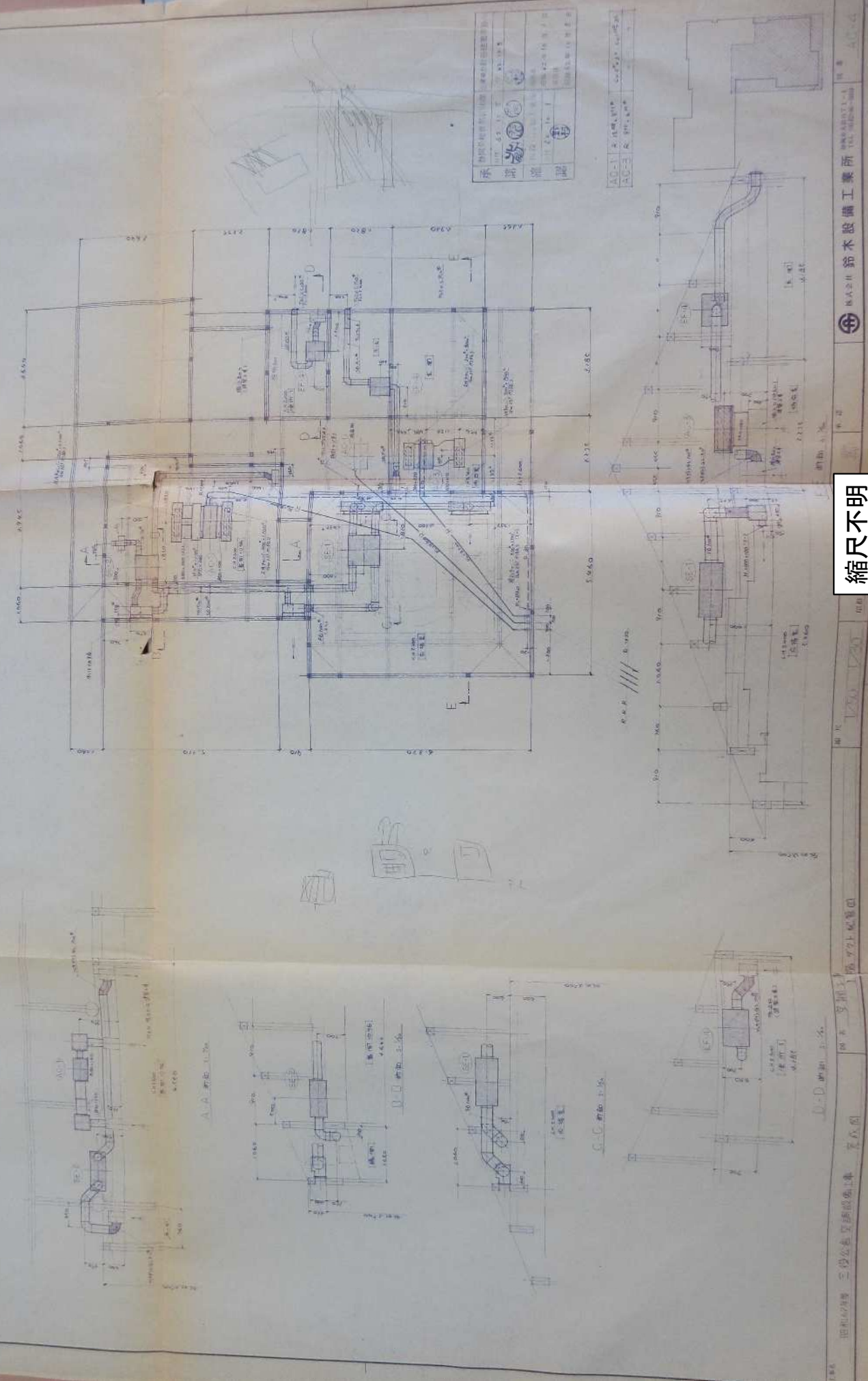
縮尺不明





縮尺不明

縮尺不明



昭和六十二年度
三役公舎電気工事
完成図

昭和62年度三役公舎電気工事

完 成 図

三校公會電氣工事

縮尺不明

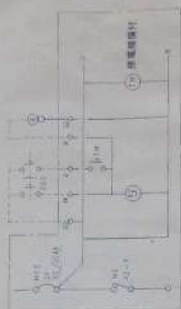
大平電機工業株式會社

三谷公會電氣工事

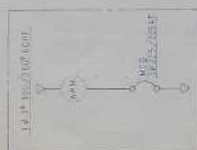
新電機工事(上) 基礎知識

A 21 FL 60° x1 A 41 FL 40° x1		B 21 FL 20° x1	C 36 FL 20° x1	D 41 FL 40° x1	E 48 FL 40° x1
F 43 FL 40° x1 + 20°		G 4 FL 40° x1	H 15 FL 10° x1	I 54 FL 30° x1	K 18 FL 18° x1
L 41 FL 40° x1		M 4 FL 40° x1	N 11 FL 10° x1	O 5 FL 5° x1	P 21 FL 20° x1 P 41 FL 40° x1
Q 21 FL 20° x1		R 10 FL 100° x1	S 10 FL 10° x1	T 10A FL 100° x1 T 6A FL 60° x1 T 10B FL 100° x1	U 18 FL 10° x1
V 18 FL 40° x2		W 5 FL 40° x1	W 6 FL 40° x1	W 10 FL 50° x1	W 10 FL 10° x1

品名	仕様	数量	単位	合計
1. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
2. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
3. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
4. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
5. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
6. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
7. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
8. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
9. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
10. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
11. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
12. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
13. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
14. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
15. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
16. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
17. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
18. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
19. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
20. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
21. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
22. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
23. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
24. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
25. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
26. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
27. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
28. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
29. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
30. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
31. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
32. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
33. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
34. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
35. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
36. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
37. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
38. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
39. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
40. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
41. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
42. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
43. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
44. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
45. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
46. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
47. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
48. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
49. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
50. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
51. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
52. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
53. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
54. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
55. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
56. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
57. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
58. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
59. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
60. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
61. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
62. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
63. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
64. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
65. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
66. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
67. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
68. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
69. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
70. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
71. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
72. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
73. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
74. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
75. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
76. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
77. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
78. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
79. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
80. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
81. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
82. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
83. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
84. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
85. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
86. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
87. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
88. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
89. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
90. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
91. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
92. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
93. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
94. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
95. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
96. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
97. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
98. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
99. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1
100. 100V 100W 電球	100V 100W	1	個	1



3.2.1-1



3.2.1-2

1φ3W 200/100V
CV-T 150-3C

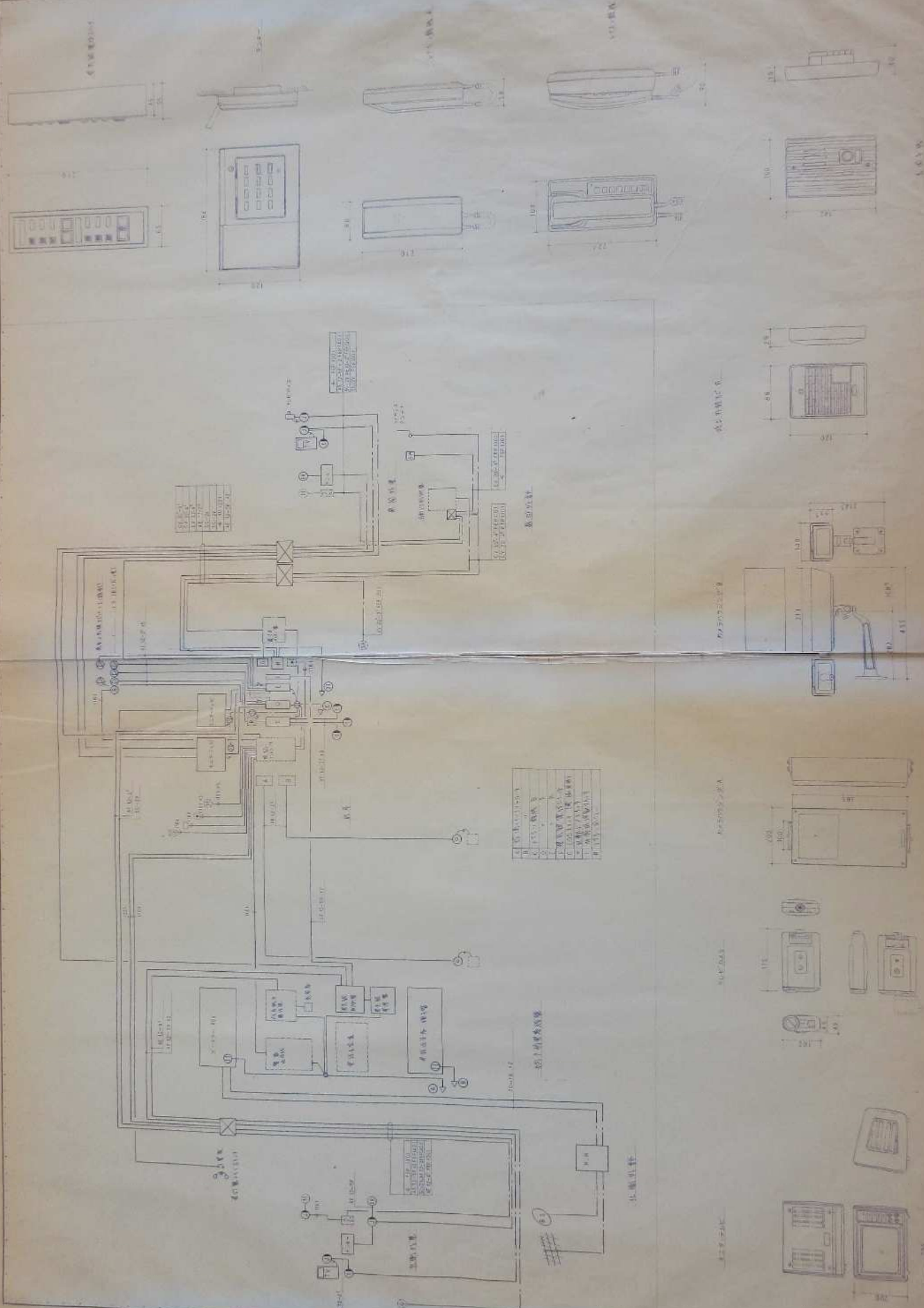
ELB
3P 225/225AT

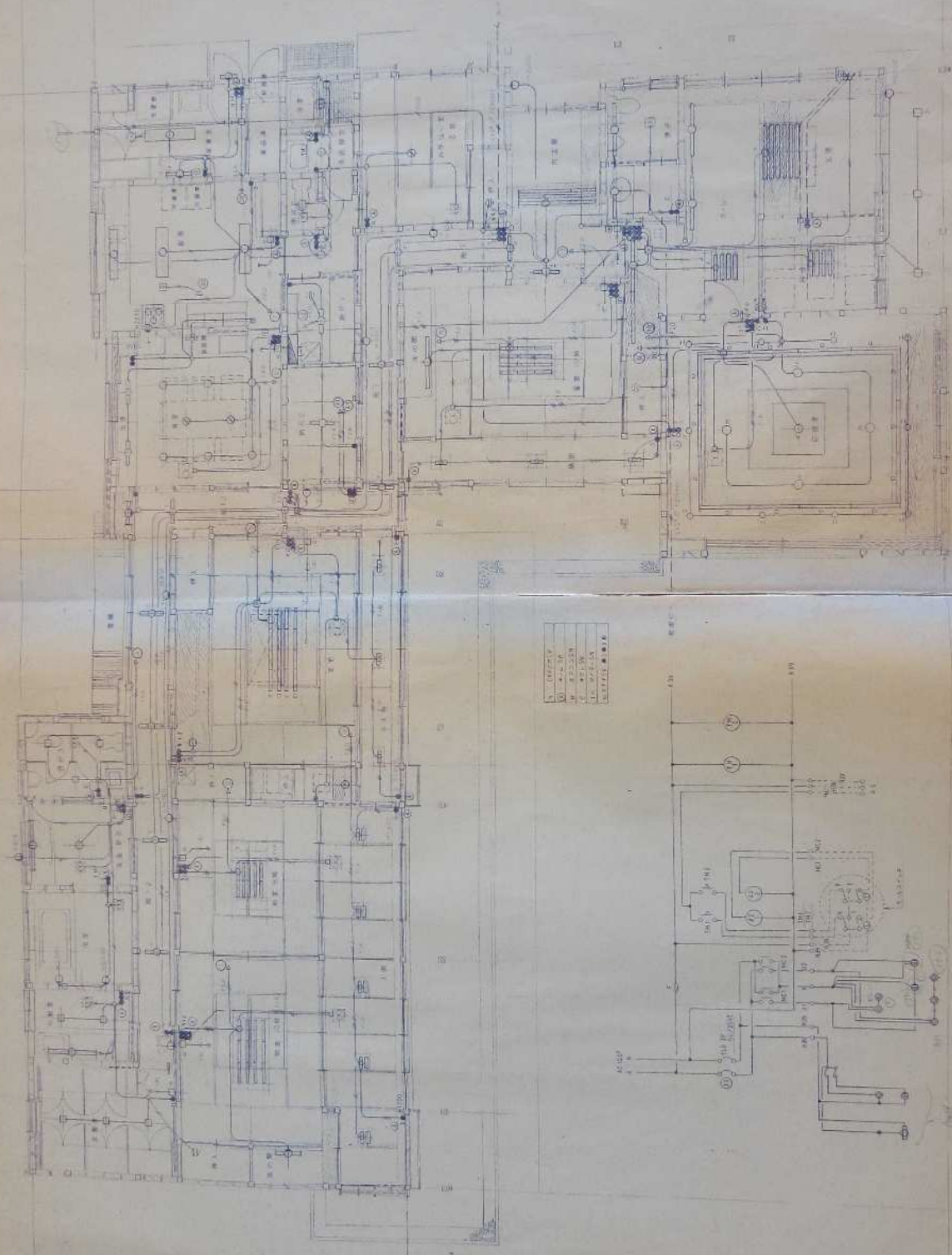
備考	ELB, MCS AF/AT	負荷容量 (VA)	電 灯	供 給 室 名	NO
200V	2P50/20	2500		和室 10帖AC	1
"	2P50/20	3492		応接室AC	3
200V	2P50/20			ホールAC	5
200V	"	1400		衣替え室AC	7
"	"	1400		食室AC	9
"	"	1220		洗面・脱衣AC	11
"	"	324		電気錠・ガス遮断弁・警備・TV	A
"	"	550		モニターTV・インターホン	C
				ポンプ・防犯・電磁弁	
	1P50/20		1090	和室 10帖	1
	"		800	入側	3
	"		1330	居間・半入側	5
	"		970	厨房・家事・洗面・お手伝い室	7
	"		1320	応接室	9
	"	1000		厨房	11
	"		1530	ホール・待合・玄関	13
	"	1300		気泡給湯・廊下(2)・洗面脱衣	15
	"	750		居間 12帖	17
	"	1000		厨房グリル	19
	"	1000		食器洗い機	21
	"	1000		家事室	23
	"	1000		東側便所	25
	"	1050		内玄関・客室・給湯・廊下(1)	27
	"	900		待合室・応接室	29
	"	200		自動ドア	31
	"	1300		厨房床暖房	33
	"			予備	35
	"			予備	37
			1010	外灯	39
ELB 2P50/20	"	1000		コンセント盤	41
		22136	8050		
		30186			

NO	供 給 室 名	電 灯	負荷容量 (VA)	ELB, MCS AF/AT	備考
2	居間 12帖AC		2500	2P50/20	200V
4	応接室AC		3492	2P50/20	"
6	客間 10帖AC		2500	2P50/20	"
8	和室 8帖AC		1400	"	"
10	厨房AC		1400	"	"
12	待合AC		1220	"	"
B	電話保安器		100	1P50/20	
2	和室 8帖	890		1P50/20	
4	便所・洗面・浴室・衣替え	880		"	"
6	食室	1130		"	"
8	客間 10帖・昼間	1390		"	"
10	応接室	1290		"	"
12	廊下・納戸・内玄関	1050		"	"
14	和室 8, 10帖・化粧室・湯沸器	1200		"	"
16	北側便所	1000		"	"
18	食室	600		"	"
20	厨房	1000		"	"
22	厨房・家事・湯沸・洗面・お手伝い室	1200		"	"
24	洗濯機		1000	"	"
26	お手伝い室AC		840	"	"
28	南側便所		1000	"	"
30	ガス漏れ検知器		150	"	"
32	居間・煙こたつ		1200	"	"
34	家事室AC		840	"	"
36	予備			"	"
38	予備			"	"
40	コンセント盤		1000	ELB 1P50/20	
		6630	23642		
		30272			

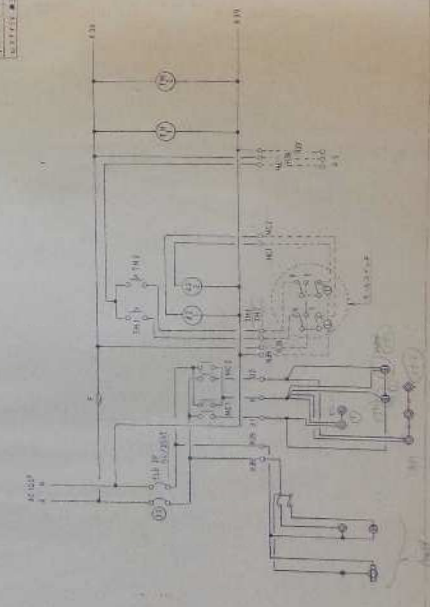
NST 38

縮尺不明

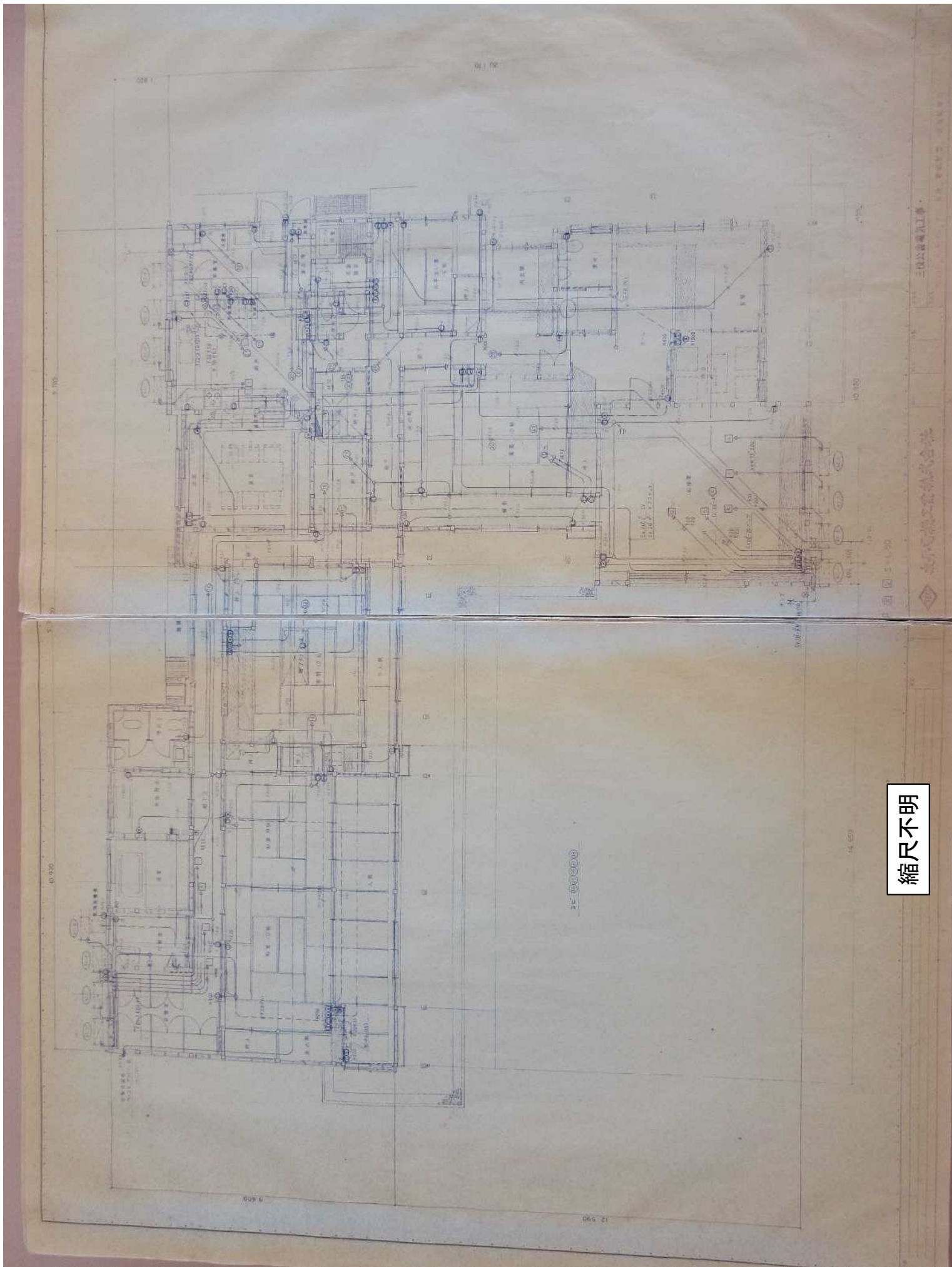




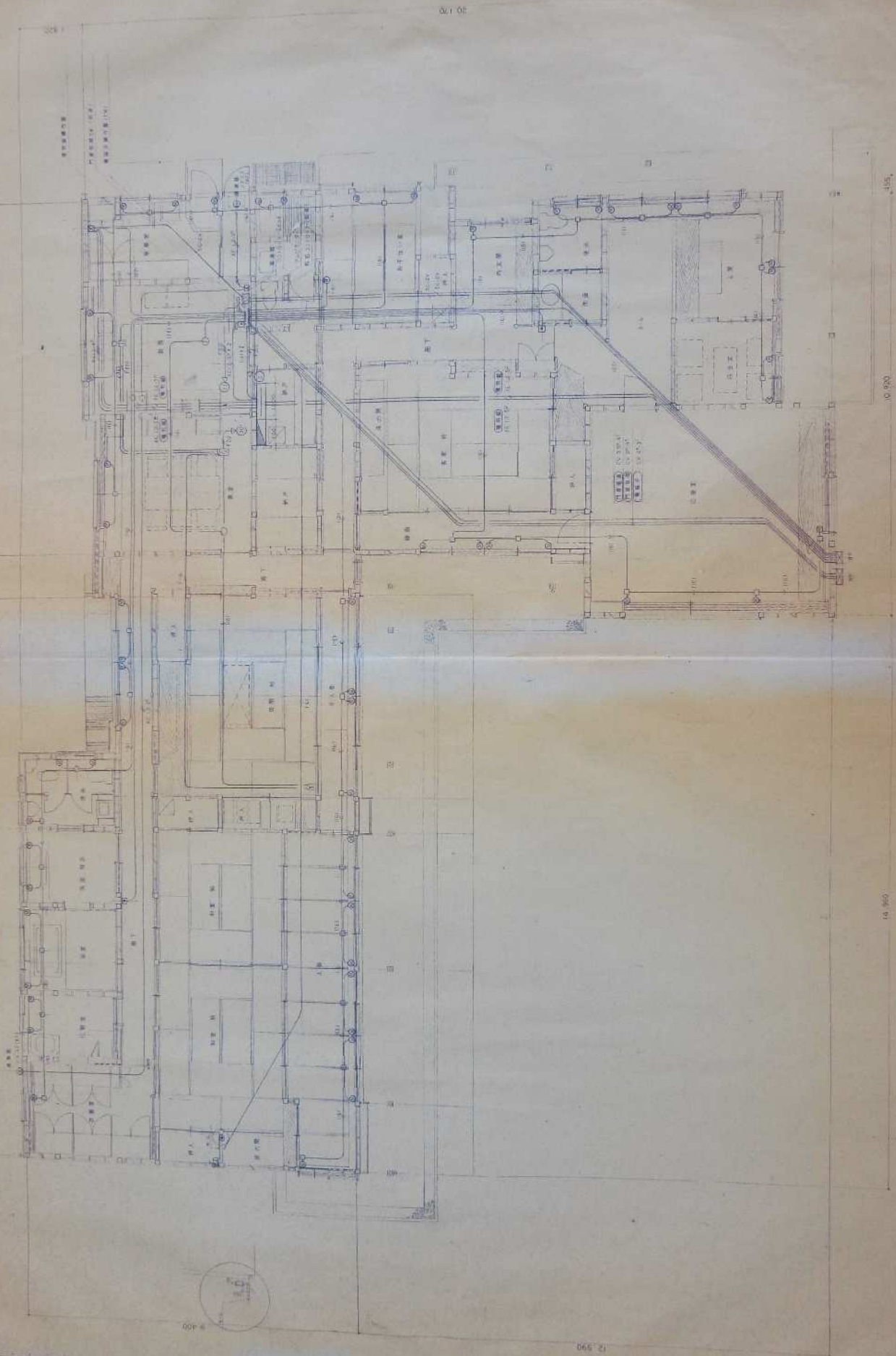
1.	100V/50Hz
2.	2.2kW
3.	2.2kW
4.	2.2kW
5.	2.2kW
6.	2.2kW
7.	2.2kW
8.	2.2kW
9.	2.2kW
10.	2.2kW
11.	2.2kW
12.	2.2kW
13.	2.2kW
14.	2.2kW
15.	2.2kW
16.	2.2kW
17.	2.2kW
18.	2.2kW
19.	2.2kW
20.	2.2kW
21.	2.2kW
22.	2.2kW
23.	2.2kW
24.	2.2kW
25.	2.2kW
26.	2.2kW
27.	2.2kW
28.	2.2kW
29.	2.2kW
30.	2.2kW
31.	2.2kW
32.	2.2kW
33.	2.2kW
34.	2.2kW
35.	2.2kW
36.	2.2kW
37.	2.2kW
38.	2.2kW
39.	2.2kW
40.	2.2kW
41.	2.2kW
42.	2.2kW
43.	2.2kW
44.	2.2kW
45.	2.2kW
46.	2.2kW
47.	2.2kW
48.	2.2kW
49.	2.2kW
50.	2.2kW
51.	2.2kW
52.	2.2kW
53.	2.2kW
54.	2.2kW
55.	2.2kW
56.	2.2kW
57.	2.2kW
58.	2.2kW
59.	2.2kW
60.	2.2kW
61.	2.2kW
62.	2.2kW
63.	2.2kW
64.	2.2kW
65.	2.2kW
66.	2.2kW
67.	2.2kW
68.	2.2kW
69.	2.2kW
70.	2.2kW
71.	2.2kW
72.	2.2kW
73.	2.2kW
74.	2.2kW
75.	2.2kW
76.	2.2kW
77.	2.2kW
78.	2.2kW
79.	2.2kW
80.	2.2kW
81.	2.2kW
82.	2.2kW
83.	2.2kW
84.	2.2kW
85.	2.2kW
86.	2.2kW
87.	2.2kW
88.	2.2kW
89.	2.2kW
90.	2.2kW
91.	2.2kW
92.	2.2kW
93.	2.2kW
94.	2.2kW
95.	2.2kW
96.	2.2kW
97.	2.2kW
98.	2.2kW
99.	2.2kW
100.	2.2kW



縮尺不明



縮尺不明



縮尺不明

平面図 5-150

大平電機工業株式会社

三股公舎電機工事

